

令和 4 年度修了考査

試験問題

第一問・第二問 〔会計に関する理論及び実務〕

注 意 事 項

- 1 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 3 この冊子は、1 頁から 16 頁までとなっています。
試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 4 答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。
- 5 答案は配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限りません。
- 6 各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、答案用紙の各頁の『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。
自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 7 答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
- 8 問題に関する質問には一切応じません。
- 9 試験時間は 3 時間です。
- 10 試験開始後 60 分間及び試験終了前 10 分間は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。それ以外の時間に退場する場合には、挙手し、試験監督者が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 11 受験に必要なものは、机上及び机中から撤去し、カバン等にしまってください。荷物は全て足下に置いてください。試験開始後は、カバン等から物を取り出すことはできません。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
 - (1) 筆記用具
黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)並びに修正液及び修正テープ
問題用紙への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む。)、シャープペンシル、プラスチック製消しゴム、蛍光ペン、黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
 - (2) 腕時計又は懐中時計
机上に置いて使用してください。時計機能のみのものに限ります。アラーム等音の出る機能並びにスマートウォッチ(スマートウォッチ以外の腕時計かどうか判別しづらい腕時計を含む)、ストップウォッチ、キッチンタイマー及び置時計の使用は認めません。
 - (3) その他のもの
定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、算盤又は電卓(基準に合致したもの) 1 台
- 12 携帯電話及びスマートウォッチ等の通信機器は、電源を切った上でカバン等にしまってください。
- 13 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手し、試験監督者の指示に従ってください。
- 14 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わり、合図するまで、絶対に席を立たず、また、カバン等から物を取り出さないでください。
- 15 不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とし、残る科目の受験は認めません。

令和 4 年度修了

令和
4
年度
修了

令和 4 年度修了

第 一 問 (150 点)

問題 1 企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」(以下「連結会計基準」という。)に準拠した子会社の範囲の決定における他の企業的意思決定機関を支配しているか否かの決定に関して、以下の **問 1** から **問 3** の各設問に答えなさい。

[選択肢]

- | | | |
|------------------|------------------|------------------|
| (a) 自己の意思と反対 | (b) 自己の意思と同一 | (c) 否定される |
| (d) 推測される | (e) 裏付けられる | (f) 過半数 |
| (g) 100 分の 60 以上 | (h) 100 分の 50 以上 | (i) 100 分の 40 以上 |

問 1 議決権の過半数を自己の計算において所有していない場合に、他の企業的意思決定機関を支配しているか否かを決定する際に考慮しなければならない実質的な議決権の所有と、議決権以外の事実関係について、以下の①及び②の空欄に当てはまる語句を上記の[選択肢]から選び、その記号を答えなさい。

- | |
|---|
| • (①) の内容の議決権を行使すると認められる者及び (①) の内容の議決権を行使することに同意している者による議決権の所有 |
| • 他の企業的意思決定機関を支配していることが (②) 事実の存在 |

問 2 議決権以外の事実関係を考慮するまでもなく、自己の計算において所有する議決権の割合と実質的な議決権の所有割合の観点から「他の企業的意思決定機関を支配している企業」とはならない場合について、以下の③及び④の空欄に当てはまる語句を上記の[選択肢]から選び、その記号を答えなさい。

- | |
|----------------------------------|
| 以下の 2 点のいずれも <u>満たさない</u> 場合である。 |
| • 自己の計算において所有している議決権の割合が (③) |
| • 実質的な議決権の所有割合が (④) |

問 3 連結会計基準も国際財務報告基準第 10 号「連結財務諸表」(以下「IFRS 第 10 号」という。)も、他の企業を支配しているかどうかを、子会社の範囲の決定要素としている。他の企業の議決権の所有に関して、IFRS 第 10 号が連結会計基準と異なる点について、以下の⑤から⑦の空欄に当てはまる語句を答えなさい。

- | |
|--|
| • IFRS 第 10 号は、(⑤) に満たない場合の (⑥) に関する数値基準を定めていない。 |
| • IFRS 第 10 号は、(⑦) 議決権を考慮することを定めている。 |

問題 2 A 株式会社(以下「A 社」という。)は、製造業を営む上場会社であり、B 株式会社(以下「B 社」という。)及び C 株式会社(以下「C 社」という。)を連結子会社、D 株式会社(以下「D 社」という。)を持分法適用関連会社とし、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成している。

A 社の 20X2 年 4 月 1 日から 20X3 年 3 月 31 日までの事業年度及び連結会計年度(以下、両者ともに「当年度」という。)に係る財務諸表及び連結財務諸表の作成に関して、以下の

問 1 から **問 4** の各設問に答えなさい。

〔前提条件〕

1. A 社、B 社、C 社及び D 社の決算日は 3 月 31 日である。
2. B 社は、上場会社であるが、子会社はなく、連結財務諸表を作成していない。
3. 四半期決算等の期中決算は、考慮しないものとする。
4. C 社及び D 社の株式は、市場価格のない株式である。
5. A 社、B 社、C 社及び D 社の税効果会計に適用される実効税率は、30 % とする。
6. A 社は、企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」における企業の分類が(分類 2)に該当する企業であり、当年度末時点で、今後 3 年間は課税所得が発生する見込みである。
7. 個別財務諸表の修正及び連結手続上の修正において消費税等は考慮しないものとする。
8. A 社、B 社、C 社及び D 社は、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(以下「収益認識会計基準等」という。)を、20X1 年 4 月 1 日に開始した事業年度及び連結会計年度の期首から適用している。
9. A 社が自己の計算において所有している B 社、C 社及び D 社の議決権の割合は、以下のとおりである。なお、A 社が子会社及び関連会社の範囲を決定するに当たり考慮すべき状況は、このほかにはない。

B 社	C 社	D 社
60 %	80 %	25 %

10. A 社は、連結財務諸表において、B 社の支配獲得日(20X1 年 4 月 1 日)における A 社の B 社に対する投資とこれに対応する B 社の資本 27,000 百万円(非支配株主に帰属する部分を含む。)との相殺消去に当たり生じた差額 15,000 百万円をのれんとして計上しており、10 年にわたって、定額法により償却することとしている。20X3 年 3 月 31 日現在の B 社の資本は一過性の損失により 24,000 百万円となっているが、のれんの減損損失を認識する状況にはない。C 社及び D 社の株式は、それぞれの設立時に取得したものであり、A 社の連結財務諸表に他ののれんは計上されていない。
11. 退職給付費用は、売上原価に配賦されないものとする。

[資料 1] 各社の当年度財務情報の抜粋

- ・ 問題と関連する勘定科目及び金額以外は、記載を省略している。
- ・ 関連会社の財務情報も、勘定科目別に記載している。
- ・ 各社の財務情報の作成は、次の未了事項を除いて完了している。
 - [資料 2]の株式の時価評価及び減損処理並びにこれに伴う税効果の会計処理
 - [資料 3]の割引率変更及び年金資産の時価評価により発生した数理計算上の差異の会計処理
 - [資料 4]の A 社と C 社との間の転リース取引の会計処理に係る修正
 - [資料 5]の D 社における返品権付きの販売の会計処理に係る補正
- ・ B 社の金額には、A 社による支配獲得時の資産の時価評価が反映されている。
- ・ 「―」は、0 円であることを意味している。

(単位：百万円)

勘定科目	A 社	B 社	C 社	D 社
現金預金	1,000			
棚卸資産	113,000			
返品資産				
リース資産	48,000	5,000	―	2,000
繰延税金資産				
投資有価証券	1,000			
関係会社株式	38,200			
リース投資資産	―			
返金負債				
リース債務				
退職給付引当金	6,000			
退職給付に係る負債				
減価償却累計額				
売上高				
売上原価				
退職給付費用				
減価償却費				
受取賃料				
転リース差益				
支払利息				
退職給付に係る調整額				

[資料 2] A 社が所有する株式

1. A 社が所有する株式の明細

A 社は、20X3 年 3 月 31 日現在、以下のとおり、B 社、C 社及び D 社のほか、E 株式会社(以下「E 社」という。)の株式を所有している。

(単位：百万円)

発行会社	保有目的区分	取得原価	時 価	実質価額
B 社	子会社株式	31,200	15,000	
C 社	子会社株式	5,000		2,000
D 社	関連会社株式	2,000		2,200
E 社	その他有価証券	1,000	1,200	

2. B 社株式の減損処理

B 社株式の時価は、会社法監査報告書日までに 22,000 百万円まで回復したが、取得原価まで回復する見込みがあるという合理的な反証はないため、減損処理することとした。

3. C 社株式及び D 社株式の実質価額の算定方法

C 社株式及び D 社株式の実質価額は、個別財務諸表上の 1 株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額であり、個別財務諸表に反映済みのものを除き、1 株当たりの純資産額の算定に加味すべき資産等の時価評価に基づく評価差額等はない。なお、C 社における[資料 4]の転リース取引に係る修正及び D 社における[資料 5]の返品権付きの販売に係る補正は適切に反映されているものとする。

4. C 社株式の減損処理

C 社の業績が当年度中に悪化したことに伴い、C 社株式の 1 株当たりの純資産額は、C 社株式を取得したときのそれと比較して相当程度下回っている。C 社株式の実質価額は、C 社が当年度中に締結した今後 5 年間の販売契約によって、20X8 年 3 月 31 日には 2,600 百万円まで回復する可能性が裏付けられているが、取得原価まで回復する見込みはないため、減損処理することとした。

5. E 社株式の減損処理

E 社株式は、20X2 年 3 月 31 日に、時価が 1,000 百万円となり、当初の取得原価 2,200 百万円と比べて著しく下落したため、減損処理を行った結果、取得原価を 1,000 百万円に修正している。

6. B 社株式、C 社株式及び E 社株式を減損処理したことによる評価損の税務上の取扱い

B 社株式、C 社株式及び E 社株式を減損処理したことにより A 社が計上した評価損は、それぞれ、A 社が B 社株式、C 社株式及び E 社株式を売却することによってのみ税務上の損金の算入要件を充足する。

7. A 社による各社株式の売却等に関する事項

A 社は、B 社株式、C 社株式、D 社株式及び E 社株式の売却等を A 社自身で決めることができる。B 社株式、C 社株式及び D 社株式は、予測可能な将来の期間に売却等を行う意思はない。E 社株式は、20X4 年 3 月期中に売却する意思決定を行っており、その実行可能性に問題はない。

〔資料 3〕 退職給付

1. A 社は、従業員非拠出の確定給付企業年金制度を採用している。
2. A 社は、割引率の変動が退職給付債務に重要な影響を及ぼすと判断した場合には、これを見直し退職給付債務を再計算する方針を採用している。
3. A 社は、数理計算上の差異は発生した期の翌期から 10 年間にわたり均等額を每期費用処理することとしており、過去勤務費用は発生した期から 10 年間にわたり均等額を每期費用処理することとしている。
4. 20X2 年 3 月 31 日における未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用はない。
5. 20X2 年 3 月 31 日における数理計算に用いられた割引率は 5.0 % であったが、20X3 年 3 月 31 日における数理計算に用いる割引率は、重要な変動が生じたため 4.0 % に変更された。20X3 年 3 月 31 日において割引率 4.0 % で数理計算された退職給付債務は 27,000 百万円となった結果、退職給付債務に係る数理計算上の差異が 2,900 百万円(借方差異)発生した。
6. 当年度における年金資産の実際運用収益率が、長期期待運用収益率を下回り、20X3 年 3 月 31 日における年金資産の時価が 18,000 百万円となった結果、年金資産に係る数理計算上の差異が 100 百万円(借方差異)発生した。

[資料4] 転リース取引

A社は、F株式会社(以下「F社」という。)からリース物件を賃借し、同時にC社に転貸する転リース取引を実施している。

1. 取引条件及び会計方針の比較

	F社からA社への賃貸	A社からC社への転貸
所有権移転条項	なし	なし
割安購入選択権	なし	なし
リース期間	5年(解約不能)	5年(解約不能)
リース料月額	500百万円	505百万円
リース料支払日	毎月末	毎月末
減価償却方法(借手側)	定額法	定額法
残価保証の取決め	なし	なし
リース取引開始日	20X2年4月1日	20X2年4月1日

2. その他の事実関係

- (1) リース物件は、C社の本社建物であり、特別仕様ではない。
- (2) A社のリース物件の見積現金購入価額は、24,000百万円である。なお、A社においてF社のリース物件の購入価額は明らかではない。
- (3) A社がF社に支払うリース料総額の現在価値は24,659百万円である。
- (4) リース物件の経済的耐用年数は8年である。
- (5) A社は、F社からの賃借取引を所有権移転外ファイナンス・リース取引として扱い、リース物件をリース取引開始日にリース資産として計上し、減価償却を行っている。
- (6) 本転リース取引におけるA社のリース投資資産の回収スケジュール及びリース債務の返済スケジュールは、以下の表に示すとおりである。

(単位：百万円)

回収日 返済日	前月末 元本	回収合計	返済合計	元本分	利息分	月末元本
20X2年4月30日	24,000	505	500	317	183	23,683
20X2年5月31日	23,683	505	500	320	180	23,363
...	...	...	...	...	...	...
20X3年3月31日	20,378	505	500	345	155	20,033
合 計	—	6,060	6,000	3,967	2,033	—

(注)適用利率は年9.154%であり、利息の計算は月数割りによっている。

- (7) A社からC社へ転貸する転リース取引について、貸手としてのA社、借手としてのC社ともに、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行わず、毎月のリース料505百万円を、それぞれ、収益及び費用として会計処理している。
- (8) A社は、本転リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行う場合、利息相当額の各期への配分は、利息法によることとしている。

[資料5] D社における返品権付きの販売

1. D社は、20X3年3月下旬に、製品Xを1個200千円で販売する契約を複数の顧客と合計100,000件締結し(200千円×100,000個＝20,000百万円)、製品Xに対する **a** (製品Xの使用を指図し、製品Xからの残りの便益のほとんど全てを享受する能力)を顧客に移転した時に銀行口座への入金を受けた。D社の取引慣行では、顧客が未使用の製品Xを3か月以内に返品する場合、全額返金に応じることとしている。A社の製品Xの原価は1個120千円である。

2. D社は、製品Xに対する **a** を顧客に移転し、銀行口座への入金を受けた時に、以下の①及び②の会計処理を行っていた。

(単位：百万円)

①	(借方)	現金預金	20,000	(貸方)	売上高	20,000
②	(借方)	売上原価	12,000	(貸方)	棚卸資産	12,000

3. D社は、D社が権利を得ることとなる **b** を見積もるに当たり、製品X 97,000個が返品されないと見積った。

4. D社は、**b** の額に関する不確実性が事後的に解消される時点までに、計上された収益の額の著しい減額が発生する可能性、製品Xの回収コスト及び返品された製品Xの再販売価格については、見積りに反映する必要はないと判断した。

5. 当年度のD社の財務情報確定時点においても、上記の見積り及び判断に変更はなく、入手可能な情報に基づき最善の見積りを行っている。

[解答上の留意事項]

1. 仕訳の勘定科目は、上記[資料1]の各社の財務情報に記載されているものを用いること。
2. 解答の金額がゼロの場合は、答案用紙の解答欄に「－」と記載すること。

問 1 上記[資料1]及び[資料2]に基づき、A社が所有する株式に関する以下の(1)から(3)の各設問に答えなさい。

- (1) A社個別財務諸表におけるB社株式及びC社株式の評価損(減損処理)の金額をそれぞれ答えなさい。
- (2) A社個別財務諸表における子会社株式及びその他有価証券に係る将来減算一時差異、並びに、A社個別貸借対照表に計上する子会社株式及びその他有価証券に係る繰延税金資産の金額をそれぞれ答えなさい。
- (3) A社の当年度連結財務諸表上ののれん及びのれん償却費の金額を答えなさい。

問 2 上記[資料1]及び[資料3]に基づき、A社の退職給付に関する以下の(1)から(3)の各設問に答えなさい。

- (1) 過去勤務費用及び数理計算上の差異のそれぞれについて、退職給付会計基準に定められている、過去勤務費用及び数理計算上の差異を一時の費用とはせず一定の期間にわたって一部ずつ費用とする会計処理の基礎となる考え方を答えなさい。
- (2) 割引率の変更及び年金資産の時価評価に伴い発生した数理計算上の差異3,000百万円(借方差異)について、当年度のA社個別財務諸表における会計上の取扱いを答えなさい。
- (3) 当年度のA社連結財務諸表作成における、A社の退職給付に係る連結修正仕訳を答えなさい。なお、解答に当たって、税効果を考慮すること。

問 3 上記[資料 1]及び[資料 4]に基づき、A 社が F 社から賃借し、同時に C 社に転貸する転リース取引に関する以下の(1)から(3)の各設問に答えなさい。

- (1) A 社の借手としてのリース取引は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当する。ファイナンス・リース取引と判定するための二つの具体的な基準(α 及び β とする。)を、A 社の F 社からの賃借取引に関する数値を用いて答えなさい。A 社の当該リース取引は、どの基準で判定したか、その結果を答えなさい。なお、答案用紙の括弧内には、「 α 」、「 β 」又は「両方」のいずれかを記入すること。
- (2) A 社の貸手としての C 社への転リース取引も、所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当する。A 社が個別財務諸表における当該転リース取引の会計処理の修正を、20X3 年 3 月期末に一括して行う場合、以下の修正仕訳を答えなさい。なお、解答に当たって、税効果は考慮しないこと。
- ① 借手として計上したリース資産の会計処理の修正
- ② C 社から受領したリース料の会計処理の修正
- (3) A 社の当年度連結財務諸表上のリース資産(取得原価)の金額を答えなさい。

問 4 上記[資料 1]及び[資料 5]に基づき、D 社における返品権付きの販売に関する以下の(1)から(3)の各設問に答えなさい。

- (1) [資料 5]の **a** 及び **b** の空欄に当てはまる語句を答えなさい。
- (2) [資料 5]の状況において、[資料 5] 2 の①及び②の会計処理を収益認識会計基準等に基づく会計処理に補正する仕訳を答えなさい。なお、解答に当たって、税効果は考慮しないこと。
- (3) 翌年度(20X3 年 4 月 1 日から 20X4 年 3 月 31 日までの事業年度)中に返品実績が確定したときの確定額と当年度の売上高及び売上原価の見積金額との差額は遡及処理するか否か、遡及処理せず翌年度に処理する場合は、どの損益区分で処理するか答えなさい。

(満点 300 点) { 第一問とあわせ }
時 間 3 時間

第 二 問 (150 点)

問題 1 企業会計審議会「固定資産の減損に係る会計基準」及び企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(以下「減損会計基準等」という。)について、以下の**問 1** から **問 3** の各設問に答えなさい。

[資料及び前提条件]

1. A 株式会社(以下「A 社」という。)は、国内向けのインテリア卸売業を営む会社であり、全国に営業拠点 3 か所と本社がある。
2. A 社の決算日は 3 月 31 日である。
3. A 社は毎期の決算手続を実施する上で、減損の兆候判定を行っている。減損のグルーピング単位は各営業拠点とし、本社は共用資産として扱っている。本社は、経営管理のみを行い、単独でキャッシュ・フローは生んでいない。
4. A 社の業績は過年度より思わしくないが、若干の改善傾向にある。
5. 予算には目標的な要素が含まれており、達成可能性には不確実性がある。
6. 本社費等配賦後の本社及び各拠点の「営業活動から生ずる損益」の実績並びに 20X4 年 3 月期の同予算は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

営業活動から生ずる損益	甲拠点	乙拠点	丙拠点	本社	全社計
20X1 年 3 月期(実績)	△50	180	△100	△5	25
20X2 年 3 月期(実績)	△10	△10	80	△5	55
20X3 年 3 月期(実績)	180	△40	△60	△5	75
20X4 年 3 月期(予算)	250	80	50	△5	375

7. A 社は、20X3 年 4 月の取締役会で、20X3 年 3 月期の業績悪化を理由に丙拠点の 20X3 年 5 月閉鎖を決定した。
8. 20X2 年 3 月期までは、全ての拠点において減損損失の認識には至っていない。
9. 上記以外に、減損の兆候を検討すべき事象は生じていない。

問 1 20X3 年 3 月期における各営業拠点の減損の兆候の有無を答えるとともに、その理由を説明しなさい。

問 2 20X4 年 3 月期実績は以下のとおりとなったが、減損の兆候判定指標である各拠点の「営業活動から生ずる損益」(本社費等配賦後)の算定結果が不適切となっている。どのような点が不適切であるか答えなさい。

(単位：百万円)

営業活動から生ずる損益	甲拠点	乙拠点	丙拠点(閉鎖)	本社	全社計
20X4 年 3 月期(実績)	120	50	△30	△200	△60

問 3 我が国の減損会計基準等と比較して、国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)における国際会計基準(IAS)第 36 号「資産の減損」には減損損失の戻入処理の規定がある点の特徴である。ただし、特定の資産科目には戻入処理を認めていない。

IFRS において減損損失の戻入処理を認めていない科目の名称及び認めていない理由を答えなさい。

問題 2 企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(以下「回収可能性適用指針」という。)について、以下の **問 1** 及び **問 2** の各設問に答えなさい。

問 1 以下の[資料及び前提条件]に基づき、B 株式会社(以下「B 社」という。)の(1)及び(2)の各決算期の「回収可能性適用指針」に定める企業の分類及び分類を判断した理由を答えなさい。

- (1) 20X3 年 3 月期
- (2) 20X4 年 3 月期

[資料及び前提条件]

- 1. B 社は自動車向け部品製造業を営んでおり、3 月決算会社である。
- 2. B 社は、海外での事業展開を積極的に行っており、米国、欧州及びアジア諸国に多くの海外子会社を有している。
- 3. 毎期、海外子会社から配当金を受け取り、営業外収益に計上している。
- 4. 過去の B 社単体の業績推移と将来減算一時差異及び税務上の欠損金は、以下のとおりである。

繰延税金資産の回収可能性に関する分類判定資料

(単位：百万円)

	20X0 年 3 月期	20X1 年 3 月期	20X2 年 3 月期	20X3 年 3 月期	20X4 年 3 月期
経常利益	480	500	550	510	△500
課税所得	130	10	120	80	△700
将来減算一時差異	540	650	630	570	580
税務上の欠損金	—	—	—	—	700

- 5. B 社は、単体納税制度を採用している。
- 6. B 社は、3 年間の中期経営計画を策定しており、将来の合理的な見積可能期間は 3 年と判断している。
- 7. 過去から中期経営計画は合理的に作成されており、おおむね達成されている。
- 8. 直近の中期経営計画は、20X2 年 3 月期から 20X4 年 3 月期を対象として策定されている。
- 9. 20X3 年 3 月期まで臨時的な原因による課税所得は発生していない。また、税務上の欠損金も発生していない。
- 10. 20X4 年 3 月期は、新型コロナウイルス感染症によって一部の工場が一時的に操業停止となり赤字となったが、B 社では今後 2 年間で新型コロナウイルス感染症の影響は収束に向かうと判断している。この B 社の判断は、最善の見積りに基づいている。また、20X4 年 3 月期末において、重要な繰越欠損金の期限切れは見込まれていない。
- 11. 20X4 年 4 月の取締役会にて、以下を骨子とした次の新中期経営計画が承認されている。これにより将来 3 年間の一時差異等加減算前課税所得が発生することを合理的な根拠をもって説明できている。
 - ① 20X5 年 3 月期は、工場の操業再開とともに課税所得が発生すること。
 - ② 20X6 年 3 月期以降は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の課税所得水準に回復すること。

問 2 以下の[資料及び前提条件]に基づき、一時差異等加減算前課税所得の算定資料の①から③の適切な金額を算定するとともに、20X4年3月期の繰延税金資産の計上限度額を答えなさい。

[資料及び前提条件]

1. C株式会社(以下「C社」という。)は、精密機器の製造業を営んでおり、3月決算会社である。
2. C社では、20X4年3月期の「回収可能性適用指針」に定める企業の分類を(分類3)と判断しており、将来3年間の課税所得見積額を基礎に回収見込額を計算している。
3. 20X4年3月期に賞与引当金繰入額500百万円を計上し、20X5年3月期に同額の賞与支給を予定している。
4. 20X4年3月期に機械装置の耐用年数を変更し、税務上の償却限度超過額400百万円が発生した。これは、解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異には該当しない。
5. 法定実効税率は30%とする。

一時差異等加減算前課税所得の算定資料

(単位：百万円)

	20X4年 3月期残高	将来の課税所得見積額		
		20X5年3月期	20X6年3月期	20X7年3月期
将来減算一時差異(注)				
賞与引当金	500			
減価償却超過額	400			
課税所得の見積				
税引前当期純利益(計画)		50	100	200
賞与引当金繰入限度超過額		600	700	800
賞与引当金繰入限度超過額の認容		△500	△600	△700
減価償却超過額の認容		△100	△100	△100
課税所得見積額		50	100	200
一時差異等加減算前 課税所得(注)		①	②	③

(注) 上表記載の項目以外に一時差異はなく、税務上の繰越欠損金もない。

- 問題 3** 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(以下「収益認識会計基準等」という。)に関して、以下の **問 1** から **問 3** の各設問に答えなさい。

[資料及び前提条件]

1. D 株式会社(以下「D 社」という。)は 3 月決算会社である。
2. D 社は情報サービス業を営んでおり、20X4 年 3 月期の期首に、顧客と販売管理システムの開発請負契約を締結した。
3. 販売管理システムの開発には 3 年を要し、契約報酬総額は 3,000 百万円である。
4. D 社は契約の時点では、開発原価総額の合理的な見積りができなかったが、発生費用は回収できると見込んでいた。
5. 20X5 年 3 月期末にシステムの詳細設計が終了したことから、開発原価総額の見積りが可能となったが、開発原価総額は 3,500 百万円となることが判明した。ただし、契約報酬総額の見直しは行われなかった。
6. D 社は、決算日における作業進捗度を「原価比例法」により算定している。
7. 報酬額は、着手金として契約時に 1,500 百万円が入金され、残金 1,500 百万円は 20X6 年 3 月期末にシステム引渡検収後、翌月末に入金となった。
8. 毎期の原価の支払は、翌期一括払いとする。
9. D 社では、当該開発請負契約は「単一の履行義務」であり、「一定期間にわたり充足される履行義務」と判断した。
10. 契約上の重要な金融要素はないものとする。
11. 解答に当たっては、重要性等に関する代替的な取扱いは適用しないものとする。

プロジェクト損益推移表

(単位：百万円)

	20X4 年 3 月期	20X5 年 3 月期	20X6 年 3 月期
契約報酬総額	3,000	3,000	3,000
過年度に発生した開発原価総額の累計	—	1,100	2,100
当年度に発生した開発原価	1,100	1,000	1,400
完成までに要する開発原価見積額	不明	3,500	—
開発原価総額	不明	3,500	3,500
利益総額(契約報酬総額－開発原価総額)	不明	△500	△500
決算日における進捗度(%)	不明	?	100

問 1 以下の(1)の進捗度の数値を答えなさい。また、(2)から(4)の仕訳については答案用紙の括弧書きの勘定科目と金額を答えなさい。使用する勘定科目は、以下の[勘定科目]の中から選択すること。なお、原価の支払の仕訳は不要とする。

- (1) 20X5 年 3 月期の期末の進捗度
- (2) 20X4 年 3 月期の仕訳
- (3) 20X5 年 3 月期の仕訳
- (4) 20X6 年 3 月期の仕訳

[勘定科目]

売掛金	契約資産	仕掛品	貸倒引当金	契約負債
プロジェクト損失引当金		売上高	売上原価	

問 2 D 社の 20X4 年 3 月期の財務諸表における残存履行義務に配分した取引価格の注記について「定性的情報を使用した方法」で以下の文章の続きを完成させなさい。

20X4 年 3 月 31 日現在、システムに関する請負契約にかかる残存履行義務に配分した取引価格の総額は・・・

問 3 収益認識会計基準等では「顧客との契約から生じる収益」に関して、どのような注記事項が要求されているか、以下の(1)については二つ、(2)については三つ記載すべき項目を答えなさい。

- (1) 重要な会計方針
- (2) 収益認識に関する注記

問題 4 会計制度委員会報告第 12 号「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」
に関して、以下の **問 1** 及び **問 2** の各設問に答えなさい。

[資料及び前提条件]

1. E 株式会社(以下「E 社」という。)は 20X1 年 7 月創業の IT 系のベンチャー企業であり、3 月決算会社である。
2. E 社は、ウェブ上での IT サービスを立ち上げるため自社でソフトウェアを新規開発し、一般ユーザー向けに定額の月額課金方式でサービスを提供することを計画している。
3. ソフトウェアの開発は、「基本機能Ⅰ」と「基本機能Ⅱ」の 2 段階に分けて行い、いずれも試作品の導入テスト(ユーザーテスト含む)及び社内審査を経て、サービスの開始となる。
4. ソフトウェアの開発内容と対応して発生した費用は、以下のとおりであり、E 社では「自社利用のソフトウェア」として会計処理を行っている。

ソフトウェアの開発ステップ

(単位：百万円)

期別の開発ステップ	対応する発生費用	開発内容
第1期(20X2年3月期) 「基本機能Ⅰ」の開発 ① 試作品の設計と開発	1,000	開発は、ゼロから新規に行う。
第2期(20X3年3月期) ② 試作品の導入テストと社内審査の終了 ↓ 先行サービスの開始 ↓ ③ ソフトウェアの改修	400 150	試作品が完成し、サービス開始前に導入テスト(ユーザーテスト含む)と社内審査を行う。 日常的なバグ取りのみを行う。
第3期(20X4年3月期) 「基本機能Ⅱ」の開発 ④ 試作品の設計と開発 ↓ ⑤ 試作品の導入テストと社内審査の終了 ↓ ⑥ 本番リリースに向けての最終化 ↓ 本サービスの開始	700 200 70	ユーザー数及び売上が伸長し単月黒字が期待される状況となったため、サービス強化を目的に基本機能Ⅱの開発を行う。 当該ソフトウェアは、開発開始時点ではユーザーの要求に耐えられるかどうかを確実に判断することが困難な内容である。そのため、基本機能Ⅰの開発と同様に、まず試作品を開発しユーザーテストを繰り返し行った上で、社内審査を行っている。この結果、さらなる売上の伸びが期待される状況になった。 ユーザーの操作性向上のため、利用ガイドをウェブ上に組み込むなど本番リリースに向けての最終化を行う。この結果、将来の収益獲得が確実に認められる状況になった。

問 1 E社の上記開発ステップ①から⑥までの発生費用のうち、いわゆる「自社利用のソフトウェア」として資産計上が認められる開発ステップの番号及びその理由を答えなさい。

問 2 上記の[資料及び前提条件]に、「5. E社の営業損益は当初事業計画から著しく下方に乖離し、第3期まで営業赤字となっているが、第4期からは営業黒字化が見込まれる。」という前提条件を追加した場合について、以下の(1)及び(2)の各設問に答えなさい。

- (1) **問 1** の答えは変わるかどうか、答案用紙のいずれかに「○」を付し、理由を答えなさい。
- (2) 追加された前提条件の下で、仮にソフトウェアが資産計上されている場合に検討すべき会計上の論点があれば、理由とともに答えなさい。

令和 4 年度修了考査

試験問題

第三問・第四問 監査に関する理論及び実務

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 3 この冊子は、1 頁から 14 頁までとなっています。
試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 4 答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。
- 5 答案は配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限りません。
- 6 各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、答案用紙の各頁の『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。
自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 7 答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
- 8 問題に関する質問には一切応じません。
- 9 試験時間は 3 時間です。
- 10 試験開始後 60 分間及び試験終了前 10 分間は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。それ以外の時間に退場する場合には、挙手し、試験監督者が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 11 受験に必要なものは、机上及び机中から撤去し、カバン等にしまってください。荷物は全て足下に置いてください。試験開始後は、カバン等から物を取り出すことはできません。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
 - (1) 筆記用具
黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)並びに修正液及び修正テープ
問題用紙への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む。)、シャープペンシル、プラスチック製消しゴム、蛍光ペン、黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
 - (2) 腕時計又は懐中時計
机上に置いて使用してください。時計機能のみのものに限ります。アラーム等音の出る機能並びにスマートウォッチ(スマートウォッチ以外の腕時計かどうか判別しづらい腕時計を含む)、ストップウォッチ、キッチンタイマー及び置時計の使用は認めません。
 - (3) その他のもの
定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、算盤又は電卓(基準に合致したもの) 1 台
- 12 携帯電話及びスマートウォッチ等の通信機器は、電源を切った上でカバン等にしまってください。
- 13 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手し、試験監督者の指示に従ってください。
- 14 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わり、合図するまで、絶対に席を立たず、また、カバン等から物を取り出さないでください。
- 15 不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とし、残る科目の受験は認めません。

令和 4 年度修了

令和
4
年度
修了

令和 4 年度修了

第 三 問 (150 点)

問題 1 A 株式会社(以下「A 社」という。)は、東京証券取引所に上場する 3 月決算会社であり、主たる事業はソフトウェア開発である。あなたは、A 社の監査チームの主査を担当している。次の[資料 1]に基づき、**問 1** から **問 3** の各設問に答えなさい。また、[資料 2]に基づき、**問 4** 及び **問 5** の各設問に答えなさい。

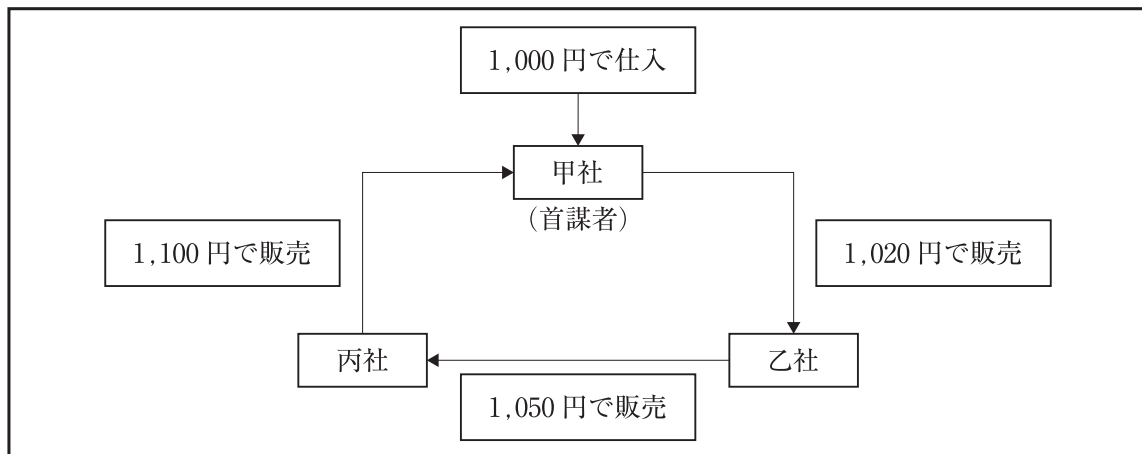
[資料 1] A 社の経理部長 X 氏とあなたの会話

あなたは、7 月の往査の際に、A 社の経理部長 X 氏から質問を受けた。以下は、X 氏とあなたとの会話である。

X 氏：7 月の取締役会で、不正な取引に利用される循環取引とはどのようなものか説明することになったので、詳しく教えてください。

あなたはホワイトボードに下の[図 1]を描く。

[図 1] ホワイトボード



あなた：この[図 1]を例に説明します。首謀者は甲社、登場会社は乙社及び丙社を想定します。

甲社は 1,000 円で取引対象物を仕入れ、乙社に対して 1,020 円で販売します。乙社は当該取引対象物を 1,050 円で丙社に販売し、丙社は当該取引対象物を 1,100 円で甲社に販売するのです。

このように、取引対象物が実際にはエンドユーザーに引き渡されることなく、複数の会社間で循環する取引について、不正な取引に利用されると「不適切な循環取引」と言われています。

X 氏：不正な取引に利用される循環取引に共通する特徴などがありますか。

あなた：不正な取引に利用される循環取引は、事例の個別性が強く、共通事項を一言で表すのは難しいです。ただ、傾向としては次のようなことが挙げられます。

あなたはホワイトボードに以下の[図2]を描き、内容を説明する。

[図2] ホワイトボード

不正な取引に利用される循環取引の特徴

- ・ 循環取引においては、 は実在することが多い。
- ・ 循環取引においては、 は実際に行われることが多い。
- ・ 循環取引においては、 が揃っていることが多い。
- ・ 循環取引は、取引対象物が無形資産のケースだけではなく、有形資産のケースもある。
- ・ 循環取引においては、登場会社は する場合もあり、首謀者に利用される場合もある。

X 氏：ありがとうございます。このような循環取引を監査において発見するのは困難な場合も多そうですね。

あなた：そうですね。それでも不正による重要な虚偽表示となる循環取引を発見できなければ、監査人としての責任を問われることがあります。その時の責任の有無や程度は を払っていたかどうかなどが考慮されます。

X 氏：ありがとうございました。ホワイトボードの内容を次回取締役会で説明することになります。

問 1 上記[資料1]の空欄 から に当てはまる適切な語句を以下の[選択肢]から選び、その記号を答えなさい。ただし、[選択肢]は1回しか使えないものとする。

[選択肢]

- | | | | | |
|-------------|--------|----------|-----------|---------|
| (a) 契約書等の証憑 | (b) 兆候 | (c) 専門家 | (d) 正当な注意 | (e) 取引先 |
| (f) 注記及び開示 | (g) 関与 | (h) 資金決済 | (i) 構成単位 | (j) 共謀 |

問 2 循環取引が不正に利用されると、監査において発見するのは困難な場合もあると言われて
いる。なぜ監査において発見することが困難となるのか、上記[資料1][図2]に示している
不正な取引に利用される循環取引の特徴を踏まえ、あなたの考えを述べなさい。

問 3 正常な売上取引の中に不正な取引に利用される循環取引が混在している可能性を想定した
場合、ある取引について、それが正常な取引か否かを判断するためにあなたが理解すべきで
あると考える事項を二つ答えなさい。

[資料2] A社の社内勉強会メモ(抜粋)

あなたは11月の往査の際、X氏よりA社で実施された社内勉強会のメモを入手した。以下は、そ
の抜粋である。

(質疑応答)

- ・ソフトウェア開発部長 Y：一般的な製造業では、会社が実地棚卸として在庫のカウントを行
い、その際に監査人の立会があると聞く。しかしながら、当社の在庫は開発中のソフトウェア
であり、そのようなカウントはできない。当社の場合、監査人の棚卸立会は不要ということで
よいか。
- ・経理部長 X：ご指摘のとおり私も不要と考えるが、監査人に確認した上で回答したい。
- ・営業部長 Z：毎期決算において、監査人からお客様に対する売掛金残高について確認状が発送
されるが、お客様からは経理部宛ではなく、営業部門の担当宛に送ってほしいといった要望を
受けることがある。当期の決算では、効率化のためにも確認状をお客様の営業部門の担当宛に
送付することを監査人に依頼してもよいのではないか。
- ・経理部長 X：過年度において当社の売掛金残高と得意先から回収した確認状の回答額との差
異調整に時間を要したという事実もあり、決算の確定や監査人の監査の完了が遅れる可能性も
懸念される。監査人と協議した上で、検討したい。

問 4 上記[資料2]におけるソフトウェア開発部長 Y 氏の質問に対する X 氏の回答に関して、
あなたは、開発中のソフトウェアの実在性を確かめるための監査手続を実施しなければなら
ないと考えている。ソフトウェアの実在性を確かめるための監査手続を具体的に二つ答えな
さい。

問 5 上記[資料2]における営業部長 Z 氏の質問に対する X 氏の回答に関して、あなたは X 氏
と協議することになった。確認状の宛先を取引先の営業部門の担当としたいとする X 氏か
らの依頼に対する、あなたの返答をその理由とともに答えなさい。

問題 2 上場企業の金融商品取引法監査に関連し、監査基準委員会報告書 450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」に基づき、以下の **問 1** から **問 4** の各設問に答えなさい。また、監査・保証実務委員会報告第 82 号「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」に基づき、以下の **問 5** の設問に答えなさい。

監査基準委員会報告書 450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」(抜粋)

2. 本報告書における監査人の目的は、以下の事項のとおりである。

- (1) 識別した虚偽表示が監査に与える影響を評価すること
- (2) 未修正の虚偽表示が財務諸表に与える影響を評価すること

問 1 監査人は、明らかに僅少なものを除き、監査の過程で識別した虚偽表示を集計しなければならないとされている。「明らかに僅少」であると判断するに当たり、どのような点を考慮するか答えなさい。

問 2 監査人の要請により、経営者は、取引種類、勘定残高又は注記事項を調査し、発見された虚偽表示の修正を行った。この場合であったとしても、監査人は追加的な監査手続を実施しなければならない。なぜ監査人が追加的な監査手続を実施しなければならないのか、その理由を答えなさい。

問 3 監査人は、監査の過程で集計した虚偽表示の影響を評価し、経営者及び監査役等に虚偽表示を報告する際、確定した虚偽表示、判断による虚偽表示及び推定による虚偽表示に区分することが有益な場合があるとされている。確定した虚偽表示、判断による虚偽表示及び推定による虚偽表示の内容について、それぞれ答えなさい。

問 4 監査人は、個別に又は集計して、未修正の虚偽表示が重要であるかどうかを判断しなければならない。その際、監査人は、未修正の虚偽表示の金額が重要性の基準値を上回っているかどうかを検討するのみならず、未修正の虚偽表示が重要性の基準値を下回る場合であったとしても、個別に、又は監査の過程で集計した他の虚偽表示と合わせて検討した結果、質的に重要であると評価することがある。

質的に重要であるかどうかの評価に影響を与えると考えられる状況を三つ答えなさい。

問 5

当期の監査の過程で虚偽表示が識別され、その原因を調査した結果、ある業務プロセスに係る内部統制に不備が識別された。経営者は、当該不備の影響が及ぶ範囲について、発見された虚偽表示の金額だけに限定されると主張している。

監査人は、以下の[資料]のとおり、当該業務プロセスに係る内部統制の不備の影響が及ぶ範囲を検討することとされている。上記下線部の経営者の主張に対して、内部統制監査における潜在的な影響額について説明しなさい。また、加えて、識別された虚偽表示の金額との違いも説明しなさい。

なお、当該虚偽表示の他に虚偽表示は集計されておらず、また他の内部統制の不備も識別されていない。

[資料] 監査・保証実務委員会報告第 82 号「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」(抜粋)

196. 監査人は、業務プロセスに係る内部統制の不備の程度を判断するに当たっては、当該業務プロセスに係る内部統制の不備がどの勘定科目にどの範囲で影響を及ぼすかを検討する。

問題 3 B 株式会社(以下「B 社」という。)は、東京証券取引所に上場する 3 月決算の小売業を営む会社であり、全国に複数の商業施設を保有している。あなたは、B 社の第 30 期事業年度(20X2 年 4 月 1 日から 20X3 年 3 月 31 日までの期間。以下「当期」という。)の会社法及び金融商品取引法に基づく監査を、当期から主査として担当している。当期の監査計画立案時において、特別な検討を必要とするリスクは収益認識と経営者による内部統制を無効化するリスク、重点監査項目は有形固定資産の減損としており、監査役等への監査計画の説明においてもこれらの説明を行っている。以下の **問 1** から **問 5** の各設問に答えなさい。

[解答上の留意事項]

1. 「監査役等」とは、監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会をいう。
2. 「未公開の情報」とは、企業によって公にされていない当該企業に関する全ての情報をいう。
3. **問 3** から **問 5** の解答に当たり、「監査上の主要な検討事項」を「KAM」と記載しても差し支えない。

問 1 B 社は、有形固定資産の減損の兆候判定の基礎資料として、外部の甲不動産鑑定事務所の甲不動産鑑定士から不動産鑑定評価書を入手し、利用している。監査チームが、甲不動産鑑定士の不動産鑑定評価書を監査証拠として利用する場合に実施すべき監査手続について、次の文中の空欄 **①** から **⑦** に当てはまる適切な語句を以下の**[選択肢]**から選び、その記号を答えなさい。ただし、**[選択肢]**は 1 回しか使えないものとする。

監査チームは、甲不動産鑑定士が作成している情報を監査証拠として利用する場合には、監査人の目的に照らして甲不動産鑑定士の業務の重要性を考慮して、必要な範囲で以下の手続を実施しなければならない。

- ・甲不動産鑑定士の **①**、**②** 及び **③** を評価すること(①②③は順不同)
- ・甲不動産鑑定士の **④** を理解すること
- ・甲不動産鑑定士の **④** について、監査証拠としての **⑤** を関連する **⑥** に照らして評価するとともに、その **⑦** を検討すること

[選択肢]

(a)アサーション (b)監督 (c)資格 (d)客観性 (e)会計上の見積り (f)指示
(g)十分性 (h)適性 (i)網羅性 (j)能力 (k)適切性 (l)業務

問 2 上記 **問 1** の状況において、監査チームは、監査手続として甲不動産鑑定士以外の不動産鑑定士から独自に不動産鑑定評価書を入手するかどうかを検討することとなった。入手の要否を判断する際に考慮すべき事項を二つ答えなさい。

問 3 監査基準委員会報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」では、監査上の主要な検討事項を決定するプロセスにおいて、監査チームは監査役等とコミュニケーションを行った事項の中から、監査を実施する上で特に注意を払った事項を決定しなければならないとされている。その際、一般的に監査チームが考慮しなければならない項目を三つ答えなさい。

問 4 監査チームが、監査上の主要な検討事項の草案を提示し、監査役等とコミュニケーションを実施することは、監査役等がどのような役割を果たすことにつながるか答えなさい。

問 5 監査チームは、監査上の主要な検討事項として、有形固定資産の減損について記載しようとしている。ただし、それには、有形固定資産の減損に関する未公表の情報を含めることになると考えている。

この場合、以下の①及び②について答えなさい。

- ① 監査チームとして必要な対応
- ② 監査上の主要な検討事項において未公表の情報に言及した場合の守秘義務との関係

第 四 問 (150 点)

問題 1 A 株式会社(以下「A 社」という。)は東京証券取引所に上場している機械製造業を営む 3 月決算会社であり、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けている。A 社は、連結財務諸表を作成していない。

A 社の主力製品は、ライフサイクルの成熟期を過ぎており、過去数年間は、市場の需要が減少傾向にある。

あなたは、A 社の監査チームの主査である。A 社の 20X2 年度(当期)に係る監査意見を表明するに当たり、以下の **問 1** から **問 4** の各設問に答えなさい。

問 1 監査基準委員会報告書 580「経営者確認書」が経営者確認書に記載を求めている「経営者の責任に関する確認事項」を三つ答えなさい。

問 2 A 社は、自社工場において製品を製造している。売上高は過去数年間減少傾向にあるが、棚卸資産残高は当期に増加している。A 社は、一定期間滞留した棚卸資産に対して評価減を行う評価基準を、過年度から継続して適用している。棚卸資産の評価に対する虚偽表示リスクが高まったため、当期の経営者確認書で、棚卸資産の評価について追加記載の要請を検討している。

(1) あなたは、監査チームのスタッフから「経営者確認書に棚卸資産の評価に関する記載を求めるなら、経営者確認書も監査証拠であるので、滞留在庫に対する監査手続を省略したい。」との相談を受けた。

上記のスタッフからの相談に対して、あなたはどのように答えるか、理由も含めて答えなさい。

(2) 棚卸資産の評価に関して、経営者確認書に記載を要請する内容を二つ答えなさい。

問 3 あなたが A 社の売掛金に対する残高確認の差異を調査したところ、売掛金残高 1,500 百万円のうち、15 百万円の過大計上となる誤謬が発見された。当該誤謬は、出荷した製品について得意先での検収を受けていないにもかかわらず、売上を計上したことにより生じたものであり、A 社の重要性の基準値を超えてはいないものの、明らかに僅少なものとして取り扱えない金額である。なお、A 社の売上計上基準は、検収基準である。

財務諸表が最終的に修正されなかった場合に当該未修正の虚偽表示をどのように取り扱うかについて、その趣旨も含めて答えなさい。なお、財務報告に係る内部統制の監査は考慮しないものとする。

問 4 会社法の監査報告書予定日の5日前に、「A社の主力製品の一部が工場から出荷後、得意先へ納品されず外部倉庫で保管されたままになっている。」という匿名文書が、あなたの所属する監査法人の通報窓口に届いた。そこで、業務執行社員は対応策を検討するため、緊急の監査チームミーティングを招集した。

開催される監査チームミーティングでの討議事項として、A社と協議すべき事項又は要請すべき事項を三つ答えなさい。

問題 2 B 株式会社(以下「B 社」という。)は東京証券取引所に上場している小売業を営む 3 月決算会社であり、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けている。

B 社は、日本国内に多店舗展開しており、毎期、新規出店があるものの、過去数年は売上が伸び悩んでいる状況にある。B 社は、20X2 年度から監査人の交代を予定しており、あなたの所属する監査法人が監査人予定者に指定され、あなたは監査チームの主査となる予定である。以下の **問 1** から **問 5** の各設問に答えなさい。

問 1 あなたは、監査契約の締結の可否を適切に判断するために前任監査人への質問事項を準備している。監査基準委員会報告書 900「監査人の交代」に基づき監査チームが作成した次の**[前任監査人への質問事項(抜粋)]**の **①** から **⑥** に当てはまる適切な語句を以下の**[選択肢]**から選び、その記号を答えなさい。ただし、**[選択肢]**は 1 回しか使えないものとする。

[前任監査人への質問事項(抜粋)]

- ・ B 社の経営者の能力、 **①** 若しくは **②** 又はこれらに対する経営者の取組若しくは実践についての懸念
- ・ 監査人の **③** に関する前任監査人の見解
- ・ 会計処理、表示及び監査手続に関する B 社との間の重要な **④**
- ・ 監査役等とのコミュニケーションが求められている B 社の経営者、内部統制において重要な役割を担っている従業員による **⑤** 又はその疑い
- ・ 監査役等とのコミュニケーションが求められている B 社の内部統制の重要な **⑥**

[選択肢]

- | | | | |
|-----------|---------|----------|------------|
| (a)プレッシャー | (b)不備 | (c)交代事由 | (d)欠陥 |
| (e)誠実性 | (f)不正 | (g)意見の相違 | (h)通例でない取引 |
| (i)監査証拠 | (j)虚偽表示 | (k)倫理観 | (l)矛盾 |

問 2 監査人予定者は、前任監査人から監査の過程で識別した重要な事項に関する説明を受けることとされている。あなたは、決算発表直前に公表された B 社の業績修正に関する適時開示情報を閲覧し、B 社が 20X1 年度に多額の固定資産の減損損失を計上し、当期純損失を計上する見込みであるという情報を得た。前任監査人に対する質問事項を二つ答えなさい。

問 3 監査人予定者及び前任監査人は、実施した監査業務の引継ぎの内容について相互確認が必要とされている。

- (1) 相互確認を行う目的をどのように考えるか、あなたの見解を述べなさい。
- (2) 相互確認は、どのようなことを行うかを具体的に答えなさい。

問 4 あなたは、前任監査人へ、B社の不正リスクを具体的に検討し作成した監査調書の閲覧を要請したところ、調書閲覧業務に初めて立ち会う前任監査人の監査スタッフから、「当該調書は引継ぎの目的に関連しないので、閲覧の対象に含めていない。」との回答を受けた。

- (1) 上記監査スタッフの回答に対し、あなたはどうか対応すべきと考えるか答えなさい。
- (2) 引継ぎの目的に関連しない監査調書の具体例を二つ答えなさい。

問 5 B社に対する監査業務の引継ぎにおいて、B社の不正リスクとして、滞留商品の評価に係るリスク及び固定資産の減損に係るリスクを前任監査人が識別していたことが判明した。

20X2年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす虚偽表示が、期首残高に含まれているか否かを確かめるため、監査基準委員会報告書 510「初年度監査の期首残高」に基づき、あなたが必要と考える手続を二つ答えなさい。なお、監査契約は、株主総会後に締結済みである。

問題 3 あなたは東京証券取引所に上場している C 株式会社(以下「C 社」という。)の監査チームの主査である。C 社は、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けている 3 月決算会社である。C 社及び C 社グループの構成単位並びに監査人は[資料 1]、提供している監査以外の業務は[資料 2]のとおりである。

監査役等とのコミュニケーションに関連して、以下の **問 1** から **問 4** の各設問に答えなさい。

[資料 1] C 社及び C 社グループの構成単位並びに監査人

会社名	区分	所在地	監査人
C 社	親会社	日本	あなたが所属する監査チーム
D 社	連結子会社	日本	あなたが所属する監査法人の別の監査チーム
E 社	連結子会社 (重要な構成単位)	アメリカ	あなたが所属するネットワーク・ファームの会計事務所
F 社	連結子会社	マレーシア	あなたが所属するネットワーク・ファームの会計事務所
G 社	連結子会社	タイ	あなたが所属するネットワーク・ファーム以外の会計事務所
H 社	連結子会社 (重要な構成単位)	日本	いない(C 社が期中に買収し、子会社化)

[資料 2] C 社及び C 社グループへ提供している監査以外の業務

会社名	業務内容	契約先
C 社	税務相談	あなたが所属する監査法人と同一のネットワークに属する税理士法人
D 社	税務申告	あなたが所属するネットワーク・ファーム以外の税理士法人
E 社	駐在員の個人所得税に係る税務相談	E 社の監査を実施している会計事務所の税務部門
F 社	なし	—
G 社	移転価格税制に係る税務相談	G 社の監査を実施している会計事務所の税務部門
H 社	資産価値の算定、PPA (注)	公認会計士 Y (H 社が主要な顧客)

(注)取得原価の配分

- 問 1** 監査基準委員会報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」における監査人が監査役等とコミュニケーションを行う目的について、次の ① から ⑧ に当てはまる適切な語句を下記の[選択肢]から選び、その記号を答えなさい。ただし、[選択肢]は 1 回しか使えないものとする。

[監査役等とコミュニケーションを行う目的]

- ・ 監査に関する監査人の ① 、及び計画した監査の ② とその ③ の概要について、監査役等と明確にコミュニケーションを行うこと
- ・ 監査に関連する ④ を監査役等から入手すること
- ・ 財務報告プロセスを ⑤ する監査役等の責任に関連し重要と考えられる監査上発見した事項について、監査役等に適時に ⑥ すること
- ・ 監査人と監査役等が ⑦ し、有効な ⑧ のコミュニケーションを行うこと

[選択肢]

- | | | | | |
|----------|---------|---------|--------|----------|
| (a) 連携 | (b) 伝達 | (c) 放置 | (d) 審査 | (e) 責任 |
| (f) 情報 | (g) 範囲 | (h) 双方向 | (i) 法令 | (j) 一方通行 |
| (k) 実施時期 | (l) 価値観 | (m) 監視 | (n) 作成 | (o) 規制 |

- 問 2** あなたの監査チームは、C 社の監査対象期間に関連した報酬について監査役等とコミュニケーションを予定している。

- (1) 監査対象期間に関連した報酬を監査役等とコミュニケーションする目的を答えなさい。
- (2) C 社の監査役等へ説明が必要な報酬の範囲について、[資料 1]及び[資料 2]から該当する会社名を選び答案用紙の表に解答しなさい。

- 問 3** C 社は、同業他社の H 株式会社(以下「H 社」という。)を期中に買収して子会社化した。C 社は、H 社の資産価値の算定及び PPA を、H 社を主要顧客としている公認会計士 Y に依頼した。なお、H 社は、C 社の業績に重要な影響を及ぼす事業規模の会社であるため、監査チームは、H 社を重要な構成単位として取り扱う予定である。

C 社の H 社買収に関して、会計年度中に発生した重要な事象又は取引として、監査役等とコミュニケーションが必要な事項を二つ答えなさい。

問 4 C社の監査意見を表明するに当たり、監査した財務諸表を含む開示書類に記載されている「その他の記載内容」を通読し検討することが求められている。

(1) C社の有価証券報告書(草案)を通読したところ、a製品の属するセグメントの生産実績が前期比15%減少していた。15%減少したことについて監査調書を参照したが、減少の理由が明確ではなかったのでC社の有価証券報告書作成担当者へ減少理由を質問したところ、「従来E社で生産していたa製品の生産を当期中にF社へ移管した。F社での生産ラインの立ち上げに想定以上の時間を要したため、C社グループ全体でのa製品の生産量が前期に比べ、減少している。」と説明を受けた。C社担当者の説明を検討するため、あなたが考える手続を三つ答えなさい。

(2) 有価証券報告書の「その他の記載内容」の検討を進める中、あなたはC社の常勤監査役から以下の[質問事項]を受けた。

常勤監査役へ説明するため、「その他の記載内容」に関して報告すべき事項がない監査報告書と比較して、「その他の記載内容」区分の記載順序とその内容に関して、それぞれの相違点を答えなさい。

[質問事項]

有価証券報告書の「その他の記載内容」に重要な誤りがあると監査チームより指摘を受けたが、当該重要な誤りを修正せず有価証券報告書を提出すると経営者は主張している。この場合においても、監査意見は適正意見が表明されると経理部から聞いているが、監査報告書の「その他の記載内容」については、何が変わるのか、説明して欲しい。

令和 4 年度修了考査

試験問題

第五問・第六問 税に関する理論及び実務

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 3 この冊子は、1 頁から 28 頁までとなっています。
試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 4 答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。
- 5 答案は配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限りません。
- 6 各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、答案用紙の各頁の『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。
自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 7 答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
- 8 問題に関する質問には一切応じません。
- 9 試験時間は 3 時間です。
- 10 試験開始後 60 分間及び試験終了前 10 分間は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。それ以外の時間に退場する場合には、挙手し、試験監督者が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 11 受験に必要なものは、机上及び机中から撤去し、カバン等にしまってください。荷物は全て足下に置いてください。試験開始後は、カバン等から物を取り出すことはできません。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
 - (1) 筆記用具
黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)並びに修正液及び修正テープ
問題用紙への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む。)、シャープペンシル、プラスチック製消しゴム、蛍光ペン、黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
 - (2) 腕時計又は懐中時計
机上に置いて使用してください。時計機能のみのものに限ります。アラーム等音の出る機能並びにスマートウォッチ(スマートウォッチ以外の腕時計かどうか判別しづらい腕時計を含む)、ストップウォッチ、キッチンタイマー及び置時計の使用は認めません。
 - (3) その他のもの
定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、算盤又は電卓(基準に合致したもの) 1 台
- 12 携帯電話及びスマートウォッチ等の通信機器は、電源を切った上でカバン等にしまってください。
- 13 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手し、試験監督者の指示に従ってください。
- 14 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わり、合図するまで、絶対に席を立たず、また、カバン等から物を取り出さないでください。
- 15 不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とし、残る科目の受験は認めません。

令和 4 年度修了

令和
4
年度
修了

令和 4 年度修了

第 五 問 (150 点)

問題 1 A 株式会社(以下「当社」という。)は食料品製造業を営む非同族会社で、設立以来継続して青色申告書を提出する内国法人である。当社の当期(令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで)の法人税及び地方法人税の確定申告について、以下の[資料 1]から[資料10]に基づき、**問 1** 及び **問 2** の各設問に答えなさい。なお、解答に当たっては、[解答上の留意事項]に従うものとする。

問 1 以下の[所得の金額の計算に関する明細書(別表四)]の①から⑯の金額を答えなさい。

また、記載した金額の処分が、留保であるものは答案用紙の「留保」欄に、社外流出であるものは答案用紙の「流出」欄に「○」を付しなさい。

問 2 当社がこの確定申告により納付すべき法人税額及び地方法人税額について、以下の[確定納付税額の計算]の⑳から㉔の金額を答えなさい。

また、法人税及び地方法人税から控除する㉒及び㉓の外国税額については、答案用紙の所定の欄に計算過程も示しなさい。

[解答上の留意事項]

1. 問題用紙の別表等は簡略化し、一部変更したものである。
2. 計算方法が複数ある場合は、問題文に指示がある場合を除き、当期の納付すべき法人税額が最も少なくなる計算方法を用いなさい。
3. 以下の[資料 3]から[資料10]に示されている金額は、全て消費税及び地方消費税を含まない。
また、解答に当たっては、問題文に指示がある場合を除き、消費税及び地方消費税を考慮しない。
4. 当期の確定申告に当たって必要な明細の記載及び証明書類の添付その他の手続は、いずれも適法に行われている。
5. 解答に際して、金額がマイナスのときは金額に「△」を付し、ゼロのとき又は該当がないときは「金額」欄に「なし」と記入し、「留保」欄及び「流出」欄には何も記入しない。
6. 問題文中の「住民税」は道府県民税及び市町村民税をいい、「事業税」は特別法人事業税を含み、「所得税」は復興特別所得税を含むものとする。
7. 問題文に記載されている事項以外は考慮しない。
8. 問題文に指示がある場合を除き、計算の過程で生じる 1 円未満の端数は切り捨てて計算しなさい。

[所得の金額の計算に関する明細書(別表四)]

(単位：円)

区 分		金 額
当期利益又は当期欠損の額		①
加 算	損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	②
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	③
	損金経理をした納税充当金	④
	減価償却の償却超過額(機械装置 C)	⑤
	減価償却の償却超過額(リース資産)	⑥
	役員給与の損金不算入額	⑦
	交際費等の損金不算入額	⑧
	繰延資産の償却超過額	⑨
	未払事業所税の損金不算入額	⑩
	棚卸資産の計上漏れ(原価差額)	⑪
	その他加算する項目	***
減 算	減価償却超過額の当期認容額(機械装置 B)	⑫
	納税充当金から支出した事業税等の金額	⑬
	受取配当等の益金不算入額	⑭
	棚卸資産評価損の当期認容額(過年度遡及)	⑮
	未払寄附金の当期認容額	⑯
	法人税等調整額	⑰
	その他減算する項目	***
仮 計		46,700,000
寄附金の損金不算入額		⑱
法人税額から控除される所得税額		⑲
税額控除の対象となる外国法人税の額		***
所得金額又は欠損金額		***

[確定納付税額の計算]

(単位：円)

区 分		金 額
法人 税額 の 計 算	別表四の所得金額又は欠損金額(千円未満の端数切捨て)	⑳
	法人税額(税率 23.2 %)	㉑
	所得税額控除	***
	外国税額控除	㉒
	差引所得に対する法人税額(百円未満の端数切捨て)	***
	中間申告分の法人税額	㉓
	差引確定法人税額	***
地 方 法 人 税 額 の 計 算	課税標準法人税額(千円未満の端数切捨て)	㉔
	地方法人税額(税率 10.3 %)	***
	外国税額控除	㉕
	差引地方法人税額(百円未満の端数切捨て)	***
	中間申告分の地方法人税額	㉖
	差引確定地方法人税額	***

[資料 1] 当社の概要、会計及び税務処理に関する事項

1. 期末における資本金等の内訳

資本金の額	120,000,000 円
資本準備金の額	30,000,000 円
資本金等の額	180,000,000 円
2. 事業内容 食料品製造業
3. 前期(令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで)以前から繰り越された青色欠損金はない。
4. 当社は完全支配関係がある子会社を有していない。
5. 消費税及び地方消費税について税抜経理方式を採用している。
6. 納税地の所轄税務署長に対して、減価償却資産について償却方法の届出及び役員給与について
事前確定届出給与の届出をしていない。
7. 当社は有価証券報告書を提出していない。

[資料 2] 株主資本等変動計算書(抜粋)

当期における株主資本等変動計算書の一部は以下のとおりである。

(単位：円)

	資本金	資本準備金	繰越利益剰余金	その他有価証券 評価差額金
当期首残高	120,000,000	30,000,000	228,940,500	1,400,000
誤謬の訂正による 累積的影響額			△ 1,200,000	
遡及処理後当期首 残高			227,740,500	
当期変動額 当期純利益 株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)			39,778,900	700,000
当期変動額合計			39,778,900	700,000
当期末残高	120,000,000	30,000,000	267,519,400	2,100,000

[資料 3] 過去の誤謬の訂正に関する事項

当社は、前期末において品質変化により通常の方法によって販売することができないことが明らかな製品があることに気がついたが、損金経理により評価損 1,200,000 円を計上することを失念した。

このため、当期において、企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」を適用し、誤謬の訂正による累積的影響額 1,200,000 円を期首繰越利益剰余金から控除し、修正再表示を行った。なお、当該製品は当期中において全て廃棄した。

〔資料４〕 租税公課の納付状況に関する事項

1. 当期中における法人税、地方法人税、住民税及び事業税の納付状況は、以下のとおりである。
- また、当期中における損金経理による納税充当金への繰入れは14,368,000円であり、取崩しは以下の「当期中の納付税額」に記載のもの以外に行っていない。

(単位：円)

税目及び事業年度			期首現在 未納税額	当期 発生税額	当期中の納付税額		
					充当金取崩し による納付	仮払経理に よる納付	損金経理に よる納付
地 法 方 人 法 税 人 税 税 及 び	前 期 分		7,686,600		7,686,600		
	当期分	中間		(注)5,293,700			5,293,700
		確定		***			
住 民 税	前 期 分		643,800		643,800		
	当期分	中間		502,000			502,000
		確定		***			
事 業 税	前 期 分			2,808,500	2,808,500		
	当期分	中間		1,976,800			1,976,800
その他	源泉所得税			122,520			122,520

(注) 法人税4,799,500円と地方法人税494,200円の合計額である。

2. 当社の工場に課される事業所税については、製造原価に計上している。
- 当期の製造原価には、当期の事業所税(申告期限未到来)970,300円が含まれており、当該金額を損金経理により未払金に計上している。

〔資料５〕 税効果に関する事項

その他有価証券評価差額金及び税効果に関する、当期の別表五(一)利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書の一部は以下のとおりである。

(単位：円)

Ⅰ 利益積立金額の計算に関する明細書				
区 分	期 首 現 在 利益積立金額	当期の増減		差引翌期首現在 利益積立金額
繰延税金資産	△ 3,341,000			△ 5,741,000
その他有価証券	△ 2,000,000			△ 3,000,000
その他有価証券評価差額金	1,400,000			2,100,000

[資料 6] 減価償却資産に関する事項

1. 当社の機械装置の法定耐用年数は、10 年である。また、一部の機械装置はリース契約により使用している。

機械装置及びリース資産の詳細は以下のとおりであり、機械装置 B 以外の資産に前期から繰り越された減価償却超過額はない。

(単位：円)

名称	取得年月日	取得価額	期首帳簿価額	当期償却額
機械装置 B(注 1)	令和 3 年 10 月 1 日	5,650,000	5,085,000	1,017,000
機械装置 C(注 2)	平成 28 年 4 月 1 日	9,300,000	2,437,940	—
リース資産(注 3)	令和 3 年 4 月 1 日	4,200,000	3,600,000	600,000

(注 1) 前期に取得し直ちに事業の用に供した新品の機械装置である。

当該機械装置は、海外から輸入したものであり、購入のために要した海上保険料、荷役費及び関税 2,000,000 円の全額につき前期において損金経理を行い、取得価額には含めなかった。

(注 2) 当期首に稼働を休止した機械装置である。

当面の再稼働が見込めないため、備忘価額 1 円と期首帳簿価額との差額全額を減損損失として損金経理をした。

なお、休止期間中は必要な維持補修が行われており、いつでも稼働し得る状態にある。また、前期における当該機械装置の調整前償却額(期首帳簿価額に耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額をいう。)は 609,484 円である。

(注 3) リース契約により使用している機械装置である。

当該契約は所有権移転外ファイナンス・リースであり、残価保証額の設定はない。リース契約期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日である。

当期に、当該リース契約の目的であるリース資産について、貸手の承諾を得て、生産能力を増強するために改良工事を行った。当該改良工事に要した額は 1,400,000 円であり、令和 4 年 6 月 1 日に支出し、修繕費として損金経理をした。

2. 減価償却資産の定率法の償却率、改定償却率及び保証率は以下のとおりである。

耐用年数	償却率	改定償却率	保証率
10 年	0.200	0.250	0.06552

[資料 7] 製造等に係る棚卸資産の原価差額に関する事項

当社は標準原価計算制度を採用し、原価差額の調整は一括して調整する簡便的な方法によっている。

当期末における原価差額は差損であり、その全額につき損金経理をした。なお、当該金額は総製造費用の約 2 % に当たる。

棚卸資産に関する数値は以下のとおりである。

期末製品棚卸高	3,504,263 円
期末半製品棚卸高	10,096,386 円
期末仕掛品棚卸高	5,048,194 円
売上原価(原価差額を含まない。)	1,224,607,357 円
当期に発生した原価差額	24,492,000 円(借方差額)

前期末においては原価差額が少額であったため原価差額の調整を行っていない。

[資料 8] 受取配当等の益金不算入及び所得税額控除に関する事項

当期中において当社が所有する内国法人である D 株式会社(以下「D 社」という。)から配当金の支払を受けた。

D 社の株式の取得状況は、以下のとおりである。

令和 3 年 7 月 1 日	2,500 株取得
令和 4 年 2 月 1 日	1,300 株売却
当期末残高	1,200 株

支払を受けた配当金の詳細は、以下のとおりである。

配当金の計算期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
配当金の基準日	令和 4 年 3 月 31 日
支払を受けた配当金の額	600,000 円(1 株当たり 500 円)
うち源泉徴収された所得税の額	122,520 円

なお、D 社の発行済株式総数は 100,000 株である。

[資料 9] 外国税額控除に関する事項

当社は、当期中に E 国に所在する会社と食料品の製造工程における専門的知識を活用した技術指導契約を対価 1,500,000 円で締結し、E 国内において技術指導を実施した。E 国において収入金額に 20 % を乗じて計算された税額 300,000 円が源泉徴収され、残額 1,200,000 円は当期中に入金された。

当該人的役務提供に係る原価は 400,000 円であり、E 国で控除された税額を含む共通費用の配分額は 600,000 円と計算された。

当社は国外事業所等を有しておらず、E 国における当該税額は法人税法における外国税額控除の対象と認められる。また、E 国との間における租税条約において当該取引はみなし外国税額控除の対象とされていない。

なお、前期以前から繰り越された控除限度超過額及び控除余裕額は無い。

[資料10] その他の事項

1. 当社が当期に損金経理をした金額の中に以下の金額が含まれている。
 - ・社長の出身校へ寄附金 1,000,000 円を支出した。なお、社長の出身校であること以外に当社がこの支出をする理由はなく、社長が個人として負担すべきものと認められる。
 - ・当社製品の販売業者に対してネオンサイン付広告塔を贈与することとし、令和 4 年 10 月 1 日に贈与を実行した。当該広告塔は当期に製作し直ちに贈与したものである。製作に要した金額 3,000,000 円は広告宣伝費として損金経理をした。なお、当該広告塔の法定耐用年数は 20 年であり、当社の製品名のみの表示を行っている。
 - ・当期に支出した法人税法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する指定寄附金は、1,500,000 円である。
 - ・当期の租税特別措置法第 61 条の 4 第 6 項に規定する交際費等として損金経理をした金額は 7,800,000 円であり、うち同項に規定する接待飲食費は 3,000,000 円である。
2. 前期に損金経理により未払金に計上してあった政党への献金 800,000 円を、当期中に未払金を取り崩して支出した。

問題 2 F 株式会社(以下「当社」という。)は、自動二輪車の販売業を営む内国法人である。

当社の当課税期間(令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで。事業年度も同じ。以下「当期」という。)の消費税及び地方消費税の確定申告について、以下の[資料 1]から[資料 4]に基づき、**問 1** 及び **問 2** の各設問に答えなさい。

問 1 仕入れに係る消費税額の控除の計算において必要とされる課税売上割合の計算に当たって、以下の[当社の取引]に記載のアからケは、分母である資産の譲渡等の対価の額に含める(又は対価の額から控除する)か否か、分子である課税資産の譲渡等の対価の額に含める(又は対価の額から控除する)か否か、それぞれ答えなさい。

なお、解答に当たっては、[解答例]の例 1 及び例 2 を参考にし、対価の額に含める又は対価の額から控除する場合は「○」を付し、そうでない場合は「×」を付しなさい。

[当社の取引]

例 1	国内において行われた自動二輪車の販売金額
例 2	国内において行われた預金利息の受取金額
ア	従業員への国内社宅の貸付けによる受取家賃
イ	新型コロナウイルス感染症対策で受け取った雇用調整助成金の額
ウ	国内において行われた自動二輪車の修理による収益の額
エ	輸出として行われる国外への自動二輪車の販売金額
オ	国内取引により発生した売掛債権の譲渡金額
カ	外国子会社からの貸付利息の受取金額
キ	国外事業者から事業者向け電気通信利用役務の提供を受けたことに対する支払金額
ク	値引き・割戻しをした国内において行われた売上対価の額
ケ	国内取引により発生した売掛債権の貸倒損失の額

[解答例]

課税売上割合の計算		例 1	例 2
分子	課税資産の譲渡等の対価の額	○	×
分母	資産の譲渡等の対価の額	○	○

問 2 当社がこの確定申告により納付すべき消費税額及び地方消費税額について、以下の[控除対象仕入税額の計算]の①から③の金額及び④の語句並びに[確定納付税額の計算]の⑤から⑪の金額を答えなさい。なお、解答に当たっては、[解答上の留意事項]に従うものとする。

[解答上の留意事項]

1. 計算方法が複数ある場合は、問題文に指示がある場合を除き、当期の納付すべき消費税額及び地方消費税額が最も少なくなる又は還付税額が最も多くなる計算方法を用いなさい。
2. 以下の[資料 2]及び[資料 4]の文言中の「消費税等」は消費税及び地方消費税をいう。
3. 消費税法の適用に必要な書類又は帳簿の保存その他の手続は、いずれも適法に行われている。
4. 解答に際して、金額がマイナスのときは金額に「△」を付し、ゼロのとき又は該当がないときは「なし」と記入しなさい。
5. 問題文に別途の指示がない限り、計算の過程で生じる 1 円未満の端数は切り捨てて計算しなさい。
6. 使用する消費税及び地方消費税の税率は、以下のとおりである。

	軽減税率	標準税率
消費税	6.24 %	7.8 %
地方消費税	1.76 %	2.2 %
合 計	8.0 %	10.0 %

[控除対象仕入税額の計算]

(単位：円)

課税仕入に係る消費税額の合計額…(a)		***
個別対応方式	上記(a)のうち、課税資産の譲渡等により要するもの	①
	上記(a)のうち、課税資産の譲渡等と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に共通して要するもの	***
	個別対応方式により控除する課税仕入等消費税額	②
一括比例配分方式により控除する課税仕入等消費税額		③
採用する計算方法		(④)方式

[確定納付税額の計算]

(単位：円)

消費税額の計算	課税標準額(千円未満の端数切捨て)	1,901,489,000
	消費税額	⑤
	控除対象仕入税額	***
	返還等対価に係る税額	⑥
	貸倒れに係る税額	⑦
	控除税額小計	***
	差引消費税額(百円未満の端数切捨て)	***
	中間納付消費税額	⑧
	納付消費税額	***
地方消費税の計算	地方消費税の課税標準となる消費税額	⑨
	地方消費税額(百円未満の端数切捨て)	***
	中間納付地方消費税額	⑩
	納付地方消費税額	***
消費税及び地方消費税の確定納付税額の合計		⑪

〔資料１〕 当社の過去の申告に関する事項

当社は、課税売上割合に準ずる割合の承認を受けていない。

過去の申告での課税売上高と仕入れに係る消費税額の控除の計算方法は以下のとおりである。

課税期間及び事業年度	課税売上高	控除税額の計算方法
令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで	1,918,709,177 円	一括比例配分方式
令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで	2,110,580,095 円	一括比例配分方式

〔資料２〕 確定申告のために必要となる会計データに関する事項

以下の金額は、当社の確定した決算に基づいた会計データを消費税等の確定申告のために集計し直したものである。

ただし、これらに〔資料４〕に掲げる事項は含まれていない。

１． 当期中の課税売上割合に関する事項

課税売上高は全て標準税率によるものであり、軽減税率によるものはない。

過年度の課税売上に係る当期中の返品額 3,206,500 円（うち消費税等 291,500 円）がある。この金額は、売上金額から直接減額する方法で経理していない。

課税売上割合に必要な数値は以下のとおりである。

項 目	金 額	
課税資産の譲渡等の対価の額(税抜き)	(b)	1,957,866,508 円
資産の譲渡等の対価の額(税抜き)	(c)	1,962,816,508 円
課税売上割合	(b)／(c)	

２． 当期中の課税仕入れに関する事項

項 目	課税仕入れ高(税込み)	
	軽減税率	標準税率
課税資産の譲渡等にのみ要するもの	0 円	1,036,604,420 円
課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等にのみ要するもの	0 円	2,865,100 円
課税資産の譲渡等と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に共通して要するもの	1,161,990 円	92,809,410 円
合 計	1,161,990 円	1,132,278,930 円

[資料3] 中間申告に関する事項

当社の前課税期間における消費税額は50,890,000円であり、中間申告対象期間の末日までに確定した消費税額に変更はない。また、仮決算に基づいた中間申告は実施しなかった。

1回当たりの中間申告書に記載された申告及び納税額は以下のとおりである。

納付すべき消費税額	4,240,800円
納付すべき地方消費税額	1,196,100円
合計納付税額	5,436,900円

[資料4] 決算が確定した後に判明した事項

1. 当期中において、裁判所から更生計画認可の決定が得意先であり、この決定により切り捨てられることとなった売掛金9,102,500円(うち消費税等827,500円)がある。

当該貸倒れの処理を失念していたため、法人税の申告に当たり申告調整により損金の額に算入した。

2. 当期中に国内において販売した自動二輪車の中に、オリジナルバッグ付きの限定モデル車があった。このうち、一部のバッグが未入荷だったため、入荷され次第、送付することを条件としてユーザーに販売したものがあった。

当該バッグの仕入価格(消費税等を除き50,000円)は、販売した自動二輪車の原価を構成するものとして法人税の申告に当たり申告調整により損金の額に算入した。

なお、令和5年4月20日に、メーカーから当該バッグが入荷したのでユーザーに送付した。

問題 3 所得税に関して以下の **問 1** 及び **問 2** の各設問に答えなさい。

問 1 甲は革製品の製造業を営む居住者である。解答に際して、総所得金額が最も少なくなる計算方法を選択するものとし、金額がマイナスのときは金額に「△」を付し、ゼロのとき又は該当がないときは「なし」と記入しなさい。

また、問題文に記載されている事項以外並びに消費税及び地方消費税を考慮しない。

(1) 甲は令和4年12月9日に、事業の用にのみ供していた機械装置を売却した。

当該機械装置の売却収入が2,200,000円であった場合、令和4年分の事業所得の金額、譲渡所得の金額及び総所得金額を、以下の[資料]に基づき計算過程を示して答えなさい。

(2) 上記(1)における売却収入が100,000円であった場合、令和4年分の事業所得の金額、譲渡所得の金額及び総所得金額を、計算過程を示して答えなさい。

(3) 上記(1)における機械装置の売却が除却であった場合、令和4年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入される資産損失の金額、資産損失以外の必要経費及び事業所得の金額を、計算過程を示して答えなさい。なお、以下の[資料]の経費は資産損失を含まない金額である。

[資料]

1. 事業所得の総収入金額及び必要経費に関する事項

売上高	13,000,000 円
売上原価	5,200,000 円
経費	3,600,000 円(売却した機械装置の償却費を含む。)

2. 売却した機械装置に関する事項

取得価額	4,320,000 円
取得した日	平成26年7月1日
耐用年数	10 年
売却時における取得費(注)	648,000 円

(注)取得価額から売却時までの償却費相当額を控除した金額をいう。

3. 納税地の所轄税務署長に対して減価償却資産の償却方法を届け出ていない。

問 2 所得税法第2条第1項第30号(定義)に規定する「合計所得金額」について、以下の設問に答えなさい。

- (1) 合計所得金額の内容について簡潔に答えなさい。
- (2) 居住者本人の合計所得金額が一定額を超えた年分でも控除を受けることができる所得控除の種類を以下の[選択肢]から五つ選び、その記号を答えなさい。

[選択肢]

- | | | | |
|-------------|-----------|-----------|-----------|
| (a) 社会保険料控除 | (b) 障害者控除 | (c) 寡婦控除 | (d) 扶養控除 |
| (e) 配偶者控除 | (f) 基礎控除 | (g) 医療費控除 | (h) 寄附金控除 |

- (3) 居住者本人の合計所得金額が一定額を超えた年分では、控除を受けることができない税額控除を一つ答えなさい。

なお、所得税法又は租税特別措置法で定義している用語のほか、一般的に呼ばれている名称で答えてもよい。

第 六 問 (150 点)

以下の **問題 1** から **問題 4** の各設問に答えなさい。なお、解答に当たっては、**[解答上の留意事項]**に従うものとする。

[解答上の留意事項]

1. 計算方法が複数ある場合は、問題文に指示がある場合を除き、納付すべき税額が最も少なくなる計算方法又は還付税額が最も大きくなる計算方法を用いなさい。
2. 租税条約については考慮しない。
3. 外貨については適正に円貨に換算している。
4. 申告に当たって必要な明細の記録及び証明書類の添付その他の手続は、いずれも適法に行われている。
5. 問題文に記載されている事項以外は考慮しない。
6. 問題文に指示がある場合を除き、計算の過程で生じる 1 円未満の端数は切り捨てて計算しなさい。

問題 1 A 株式会社(以下「A 社」という。)は製造業を営む非上場の内国法人であり毎期継続して青色申告書を提出している。A 社は、製造子会社の B 株式会社(以下「B 社」という。)、販売子会社の C 株式会社(以下「C 社」という。)及び製造子会社の D 株式会社(以下「D 社」という。)を有しており、B 社、C 社及び D 社共に 100 % 子会社である。A 社の当期は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までである。以下の**[資料 1]**から**[資料 5]**に基づき、**問 1** 及び **問 2** の法人税の各設問に答えなさい。なお、A 社はグループ通算制度を適用しておらず、消費税及び地方消費税については考慮しない。

[資料 1] グループ会社の概要

会社	資本金	設立年月日	決算月	備考
A 社	100,000 千円	昭和 57 年 4 月 1 日	3 月末	内国法人
B 社	30,000 千円	平成 3 年 6 月 1 日	3 月末	100 % 出資設立の内国法人
C 社	20,000 千円	平成 6 年 11 月 6 日	3 月末	平成 15 年度中に買収により 100 % 子会社化した内国法人
D 社	50,000 千円	2001 年 11 月 18 日	3 月末	100 % 出資設立の外国法人

[資料 2] A 社から B 社への E 土地の譲渡

A 社は、令和 4 年 4 月 1 日に、所有している国内の E 土地を 50,000 千円で B 社に譲渡した。この譲渡に係る会計処理は、以下のとおりである。また、E 土地の帳簿価額は会計上も税務上も同じであり、譲渡価額は適正である。

(借方)現金預金	50,000 千円	(貸方)土 地	30,000 千円
		土地売却益	20,000 千円

[資料 3] B 社から C 社への F 土地の譲渡

B 社は、所有している国内の F 土地を、令和 5 年 3 月 31 日に C 社に 70,000 千円で譲渡した。C 社は F 土地に工場を建築することを目的としている。F 土地の譲渡価額は適正である。

F 土地は、過去に A 社が所有しており (A 社の当時の帳簿価額は、会計上も税務上も同じ 45,000 千円である。)、前々期の令和 2 年 4 月 1 日に B 社に 60,000 千円で譲渡したものである。前々期の会計処理及び申告調整は適切に行われており、譲渡価額も適正である。

[資料 4] A 社から C 社への G 機械装置の譲渡及び C 社の減価償却費の計上

- ・ A 社は、令和 4 年 4 月 1 日に、所有している国内の G 機械装置を 70,000 千円で C 社に譲渡した。この譲渡に係る会計処理は、以下のとおりである。また、当該 G 機械装置の帳簿価額は、会計上も税務上も同じであり、譲渡価額は適正である。当該売却益についての申告調整は、適切に行われている。

(借方)現金預金	70,000 千円	(貸方)機械装置	50,000 千円
		機械装置売却益	20,000 千円

- ・ C 社は、購入した G 機械装置を耐用年数 10 年の定率法 (償却率 0.200) により償却を行っており、会計上、減価償却費として 14,000 千円を計上している。なお、当該 G 機械装置は令和 4 年 4 月 1 日から事業の用に供しており、耐用年数及び償却方法は会計上も税務上も同じである。

[資料 5] D 社からの配当金

A 社は、令和 4 年 6 月 10 日に外国法人 D 社から配当金 5,000 千円を受けた。D 社からの配当金は、利益剰余金を原資とする配当であり、外国子会社から受ける配当等の益金不算入制度の対象となる配当等に該当し、外国子会社合算税制の適用対象外である。当該配当金に課された源泉税はなかった。

(借方)現金預金	5,000 千円	(貸方)受取配当金	5,000 千円
----------	----------	-----------	----------

問 1 法人税法第2条12の7の6に規定する完全支配関係について、説明しなさい。また、完全支配関係がある法人間の資産の譲渡取引について、法人税法第61条の11第1項の譲渡損益調整資産の範囲を説明しなさい。

問 2 以下の(1)から(4)について、A社の当期の法人税申告書の別表四(所得の金額の計算に関する明細書)及び別表五(一)(利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書)において、申告調整すべき金額とその内容を説明しなさい。

- (1) 上記[資料2]のA社からB社へのE土地の譲渡について
- (2) 上記[資料3]のB社からC社へのF土地の譲渡について
- (3) 上記[資料4]のC社が行った減価償却費の計上について
- (4) 上記[資料5]のD社からの配当金について

問題 2 日本の居住者である甲は、令和 4 年 1 月 12 日に死亡し相続が発生した。以下の[資料 1]から[資料 4]に基づき、**問 1** から **問 3** の相続税及び所得税の各設問に答えなさい。
なお、必要に応じて本問末尾に記載した[参考条文]を参照しなさい。

[解答に当たっての前提条件]

1. 課税価格は千円未満を切り捨てて計算しなさい。
2. 納付税額は百円未満を切り捨てて計算しなさい。
3. 小規模宅地の特例については考慮しない。

[資料 1] 甲及び甲の相続人の状況

被相続人：甲 85 歳 相続人：乙 80 歳(配偶者)、丙 54 歳(甲の長男)、丁 50 歳(甲の次男)

[資料 2] 被相続人甲の相続財産及び遺産分割内容等

各人が取得した財産及び負担する債務の相続税評価額は以下のとおりである。

(単位：千円)

甲の相続財産		分割が確定した財産及び負担することが確定した債務			備考
財産の種類	相続税評価額	乙取得財産	丙取得財産	丁取得財産	
H 土地	68,000	—	—	68,000	
その他の財産	457,000	285,000	90,000	82,000	
借入金	△45,000	—	—	△45,000	
相続時精算課税 贈与	×××	—	—	×××	注 2
課税価格	×××	285,000	90,000	×××	

注 1：上記取得者及び負担者を決定した遺産分割協議は令和 4 年 10 月 20 日に行っている。なお、丁が債務引受を行ったことに債権者は合意している。

注 2：丁は相続時精算課税制度を選択の上、平成 29 年 10 月 1 日に甲から I 不動産の贈与を受けた。平成 29 年度の贈与税の申告に当たり、贈与税の課税価格計算の基礎に算入された金額(以下「贈与の時における価額」という。)は 20,000 千円であった。なお、I 不動産の相続発生時の相続税評価額は 50,000 千円である。丁が甲から贈与を受けた財産は I 不動産以外にはない。

[資料 3] H 土地の譲渡

丁は、相続により取得した H 土地の全てを、令和 4 年 11 月 29 日に 90,000 千円で第三者へ譲渡し、譲渡に当たっての費用は 3,500 千円であった。この H 土地は、平成 25 年 4 月 25 日に甲が第三者から 40,000 千円で取得したものである。

[資料 4] 相続税の速算表

法定相続分に応 ずる取得金額	税率	控除額	法定相続分に応 ずる取得金額	税率	控除額
1,000 万円以下	10 %	—	2 億円以下	40 %	1,700 万円
3,000 万円以下	15 %	50 万円	3 億円以下	45 %	2,700 万円
5,000 万円以下	20 %	200 万円	6 億円以下	50 %	4,200 万円
1 億円以下	30 %	700 万円	6 億円超	55 %	7,200 万円

問 1 以下の文章は、相続時精算課税制度の概要の一部を記載したものである。文中の空欄 ① から ⑧ に当てはまる適切な語句を以下の[選択肢]から選び、その記号を答えなさい。

相続時精算課税制度の適用対象者は、贈与者は贈与をした年の ① において原則として ② 歳以上の父母又は祖父母であり、受贈者は贈与を受けた年の ① において 18 歳以上(令和 4 年 4 月 1 日以降の贈与に適用)の者のうち、贈与者の直系卑属(子や孫)である推定相続人又は孫である。

相続時精算課税制度の適用を受ける贈与財産については、贈与財産の価額の合計額から、複数年にわたり利用できる特別控除額 ③ 千円(ただし、前年以前において、既にこの特別控除額を控除している場合は、残額)を控除した後の金額に対して一律 ④ % の贈与税が課税される。

相続時精算課税を選択した者に係る相続税額は、相続時精算課税に係る贈与者が亡くなった時に、それまでに贈与を受けた相続時精算課税の適用を受ける贈与財産の ⑤ と相続又は遺贈により取得した財産の価額を合計した金額を基に計算した相続税額から、既に納めた相続時精算課税に係る ⑥ を控除する。その際、相続税額から控除しきれない相続時精算課税に係る ⑥ 相当額については、相続税の申告をすることにより ⑦ を受けることができる。

相続時精算課税の適用を受けた贈与財産は、相続税申告の際に加算する財産の価額が ⑤ になる。そのため、当該贈与財産の ⑧ と ⑤ が異なっている場合であっても、相続税の課税価格は ⑤ に固定されるという特徴がある。

[選択肢]

- | | | |
|----------------|------------------|-----------|
| (a) 1 月 1 日 | (b) 12 月 31 日 | (c) 誕生日 |
| (d) 15 | (e) 20 | (f) 25 |
| (g) 60 | (h) 65 | (i) 1,100 |
| (k) 20,000 | (m) 25,000 | (n) 贈与税額 |
| (o) 相続税額 | (p) 所得税額 | (q) 資産税額 |
| (r) 納付 | (s) 還付 | (t) 切捨て |
| (u) 贈与の時における価額 | (w) 相続発生時の相続税評価額 | |

問 2 被相続人甲の相続税額の計算に当たって、以下の(1)から(4)の金額を計算しなさい。ただし、(1)、(3)及び(4)については、計算過程も明示しなさい。

- (1) 遺産に係る基礎控除額
- (2) 相続時精算課税制度により甲から丁へ贈与した、相続税の計算において加算される I 不動産の価額
- (3) 相続税の総額
- (4) 乙と丙の納付すべき相続税額

問 3 上記【資料 3】に基づいて、丁が行った H 土地の譲渡について、以下の(1)及び(2)の各設問に答えなさい。

- (1) H 土地の譲渡による所得が短期譲渡所得に当たるか、又は長期譲渡所得に当たるかを答えなさい。解答に当たっては、答案用紙の「短期譲渡所得」又は「長期譲渡所得」のいずれかに「○」を付して、その理由を説明しなさい。
- (2) H 土地の譲渡所得に関する以下の①から⑥の金額を答えなさい。なお、③、④及び⑥については、計算過程も明示しなさい。
 - ① 譲渡収入額
 - ② 取得費の額(取得費加算額を除く。)
 - ③ 丁の相続税額
 - ④ 取得費加算額
 - ⑤ 譲渡費用
 - ⑥ 譲渡所得金額

[参考条文]

注：【 】は、条文のタイトル

・租税特別措置法 第三十九条(相続財産に係る譲渡所得の課税の特例)

相続又は遺贈(省略)による財産の取得(省略)をした個人で当該相続又は遺贈につき同法の規定による相続税額があるものが、当該相続の開始があつた日の翌日から当該相続に係る同相続税法第二十七条第一項又は第二十九条第一項の規定による申告書(省略)の提出期限(省略)の翌日以後三年を経過する日までの間に当該相続税額に係る課税価格(同法第十九条【相続開始前三年以内の贈与財産】又は第二十一条の十四から第二十一条の十八まで【相続時精算課税に係る相続税額】の規定の適用がある場合には、これらの規定により当該課税価格とみなされた金額)の計算の基礎に算入された資産の譲渡(第三十一条第一項【長期譲渡所得課税の特例】に規定する譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。(省略))をした場合における譲渡所得に係る所得税法第三十三条第三項【譲渡所得】の規定の適用については、同項に規定する取得費は、当該取得費に相当する金額に当該相続税額のうち当該譲渡をした資産に対応する部分として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

2～10 省略

・租税特別措置法施行令 第二十五条の十六(相続財産に係る譲渡所得の課税の特例)

法第三十九条第一項に規定する譲渡をした資産に対応する部分として政令で定めるところにより計算した金額は、第一号に掲げる相続税額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額とする。ただし、当該計算した金額が、当該資産の譲渡所得に係る収入金額から同項の規定の適用がないものとした場合の当該資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除した残額に相当する金額を超える場合には、その残額に相当する金額とし、当該収入金額が当該合計額に満たない場合には、当該計算した金額は、ないものとする。

一 当該譲渡をした資産の取得の基因となった相続又は遺贈(省略)に係る当該取得をした者の同条第一項に規定する相続税法(省略)の規定による相続税額(省略)で、当該譲渡の日の属する年分の所得税の納税義務の成立する時(省略)において確定しているもの

二 前号に掲げる相続税額に係る同号に規定する者についての相続税法第十一条の二に規定する課税価格(同法第十九条【相続開始前三年以内の贈与財産】又は第二十一条の十四から第二十一条の十八まで【相続時精算課税に係る相続税額】の規定の適用がある場合にはこれらの規定により課税価格とみなされた金額とし、同法第十三条【債務控除】の規定の適用がある場合には同条の規定の適用がないものとした場合の課税価格又はみなされた金額とする。)のうちに当該譲渡をした資産の当該課税価格の計算の基礎に算入された価額の占める割合

2～3 省略

問題 3 災害及び事故損害に関する法人税の取扱いについて、以下の **問 1** 及び **問 2** の各設問に答えなさい。なお、消費税及び地方消費税については考慮しない。

問 1 J 株式会社(以下「J 社」という。)は、資本金 3,000 万円の衣類の製造販売を営む非上場の内国法人であり、毎期継続して青色申告書を提出している。当期は、令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までである。J 社は令和 4 年 4 月 1 日の操業中に漏水による事故が発生した。以下の[資料 1]に基づき、**問** の①から⑥に答えなさい。

[資料 1] 漏水事故による機械装置の買換えについて

J 社は、令和 4 年 4 月 1 日の漏水事故により M 機械装置が使用できなくなったので、除却した。除却の際に撤去費用として 300,000 円を支出した。M 機械装置の事故直前の帳簿価額は会計上も税務上も同じ 3,000,000 円であった。

M 機械装置の事故は、保険会社との保険契約による補償の対象となるものであり、令和 4 年 6 月 1 日に 5,300,000 円の保険金の入金があった。M 機械装置の代替資産として、M 機械装置と種類が同じである新たな N 機械装置を令和 4 年 7 月 1 日に 4,000,000 円で購入し、同日から事業の用に供した。

問 上記[資料 1]の購入した N 機械装置について、法人税法第 47 条の保険金等の圧縮記帳制度を適用した場合、その圧縮限度額に関する以下の①から⑥の金額を答えなさい。なお、④及び⑥については、計算過程も明示しなさい。

- ① 保険金等の額
- ② 滅失等により支出した経費の額
- ③ 滅失等した固定資産の直前の帳簿価額
- ④ 保険差益金の額
- ⑤ 保険金等により取得した代替資産の取得価額
- ⑥ 圧縮限度額

問 2 K 株式会社(以下「K 社」という。)は、資本金 2,000 万円の通信機器の製造販売を営む非上場の内国法人(株主は全て個人)であり、毎期継続して青色申告書を提出している。当期は、令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までである。過去に事業年度の変更はない。K 社は、令和 4 年 9 月 11 日に大規模な台風により、K 社所有の L 工場が罹災した。以下の[資料 2]から[資料 5]に基づき、**問** の(1)から(4)に答えなさい。

なお、必要に応じて本問末尾に記載した[参考条文]を参照しなさい。

〔資料 2〕 台風による建物の修繕について

K 社は、罹災した L 工場建物の屋根の原状回復のために修繕を行うことを決定したが、あわせて L 工場建物の外壁の修繕も行うこととした。外壁の修繕は、令和 4 年 9 月 11 日の台風の被害を受けて行うものではない。

L 工場建物の修繕を行うに当たり、建築業者に見積り等を依頼した。修繕費の見積金額は屋根が 30,000,000 円、外壁が 15,000,000 円であった。また、工程表によると修繕に係る工事期間は令和 5 年 1 月 20 日から令和 5 年 3 月 31 日までの予定であった。

〔資料 3〕 台風による器具備品の罹災について

K 社は、罹災した L 工場建物内にある P 器具備品について、雨漏りにより使用不可能になったため除却した。除却の際、P 器具備品の撤去費用として 500,000 円を支出した。P 器具備品の災害直前の帳簿価額は、会計上も税務上も同じ 8,000,000 円であった。

これらに関する会計処理は、以下のとおりであった。

(借方)器具備品除却損	8,000,000 円	(貸方)器具備品	8,000,000 円
撤去費用	500,000 円	現金預金	500,000 円

〔資料 4〕 台風による保険金の入金について

K 社の L 工場建物及び P 器具備品の罹災による損壊は、保険会社との保険契約による補償の対象となるものであった。令和 4 年 9 月 11 日の台風の被害に対して、令和 4 年 12 月 2 日に保険会社から L 工場建物分として 10,000,000 円、P 器具備品分として 5,500,000 円の保険金の入金があった。

この保険金の入金に伴う会計処理は、以下のとおりであった。

(借方)現金預金	15,500,000 円	(貸方)保険金収入	15,500,000 円
----------	--------------	-----------	--------------

〔資料 5〕 令和 2 年 12 月期及び令和 3 年 12 月期の所得金額及び法人税額

事業年度	所得金額	法人税額
令和 2 年 12 月期(令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日まで)	40,000,000 円	8,624,000 円
令和 3 年 12 月期(令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日まで)	30,000,000 円	6,304,000 円

問

以下の(1)から(4)の各設問に答えなさい。

- (1) 上記[資料2]の罹災したL工場建物の修繕について、災害損失特別勘定として繰入れを行う場合の繰入限度額を算出して答えなさい。なお、上記[資料4]の保険金は入金済みのため、繰入額を算出するに当たって考慮しない。
- (2) 上記[資料2]、[資料3]及び[資料4]に基づき、災害損失欠損金に関する以下の①から④の金額を答えなさい。なお、①及び④については、計算過程も明示しなさい。
- ① 資産の滅失により生じた損失の額
 - ② 被災資産の原状回復等のための費用
 - ③ 保険金額等の額
 - ④ 災害損失欠損金
- (3) 欠損金の繰戻し還付制度については、法人税法第80条第1項の青色欠損金の繰戻し還付制度と法人税法第80条第5項の災害損失欠損金の繰戻し還付制度があるが、それぞれの制度を簡潔に説明しなさい。ただし、対象法人、繰戻し年数及び適用要件には触れること。なお、仮決算による中間申告のことは記載しなくて良い。
- (4) K社の当期の青色欠損金を47,600,000円とした場合の繰戻還付金額合計額算出に関する以下の①から④の金額及び計算過程を答えなさい。
- なお、計算方法が複数ある場合は、還付税額が最も大きくなる計算方法とし、還付金額については、1円未満の端数が出た場合には切捨てて1円単位まで求めること。また、当期の中間納付法人税額は考慮しない。
- ① 当期の災害損失欠損金以外の欠損金
 - ② 令和2年12月期の所得金額に対応する還付金額
 - ③ 令和3年12月期の所得金額に対応する還付金額
 - ④ 繰戻還付金額合計額

[参考条文]

・法人税法施行令 第百五十六条(欠損金の繰戻しによる還付)

1～3 省略

4 法第八十条第五項(欠損金の繰戻しによる還付)に規定する損失の額で政令で定めるものは、棚卸資産、固定資産又は前項に規定する繰延資産について生じた次に掲げる損失の額(保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填されるものを除く。)の合計額とする。

一 法第八十条第五項(欠損金の繰戻しによる還付)に規定する災害(以下この項において「災害」という。)により当該資産が滅失し、若しくは損壊したこと又は災害による価値の減少に伴い当該資産の帳簿価額を減額したことにより生じた損失の額(その滅失、損壊又は価値の減少による当該資産の取壊し又は除去の費用その他の付随費用に係る損失の額を含む。)

二 災害により当該資産が損壊し、又はその価値が減少した場合その他災害により当該資産を事業の用に供することが困難となった場合において、その災害のやんだ日の翌日から一年を経過した日の前日までに支出する次に掲げる費用その他これらに類する費用に係る損失の額

イ 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用

ロ 当該資産の原状回復のための修繕費

ハ 当該資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用

三 災害により当該資産につき現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合において、当該資産に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用に係る損失の額

問題 4 以下の **問 1** から **問 5** の文章を読んで、正しい場合には解答欄に「○」を、誤っている場合には「×」を付し、その理由を記載しなさい。

問 1 合併の法人税法上の取扱い

合併消滅会社から受け入れる資産及び負債の取得価額の算定は、会計上はその合併の経済実態が「取得」か「共同支配企業の形成・共通支配下の取引」によって異なる。一方、法人税法上は合併消滅会社から受け入れる資産の価額は、土地の帳簿価額が10,000千円で当該土地の合併時の時価が50,000千円の場合では、いかなる場合であっても時価の50,000千円を受け入れ価額とする。

問 2 法定相続人の数

令和4年に発生した相続で、被相続人の実子が2名及び普通養子縁組をした者が2名で民法上の法定相続人が合計4名(相続開始日に4名のいずれも死亡していない。)の場合、相続税を計算する上で法定相続人の数は、民法と同様の4名である。

問 3 確定決算主義

法人税の申告は、確定した決算に基づいて、法人税申告書の別表四(所得の金額の計算に関する明細書)で加算又は減算を行い法人税法上の所得を計算する。建物が完成し事業の用に供した初年度の減価償却費を100万円として経費に計上したが、法人税法上の損金算入限度額が150万円だったので、差額の50万円を別表四で減算処理した。

問 4 仕入税額控除の取扱い

令和4年6月1日に締結した契約に基づき、令和4年9月30日に購入した取得価額1億円の居住用賃貸建物についての消費税及び地方消費税の仕入税額控除の取扱いは、居住用賃貸収入が消費税法上非課税売上であるため、令和4年9月30日に属する消費税(地方消費税を含む。)の課税期間において、個別対応方式では仕入税額控除を行うことができないが、一括比例配分方式では、課税売上割合分の仕入税額控除を行うことができる。

問 5 所得税の扶養控除

事業所得の申告をしている個人事業主戊は、同居している長男(25歳)が青色事業専従者に該当するため令和4年度中に青色専従者給与として100万円を支払い経費として計上した。長男は青色専従者給与しか収入がないので、所得が45万円となり、扶養控除の範囲内の所得だったので、戊の令和4年度の所得税の確定申告を行う際に長男を控除対象扶養親族として扶養控除を行った。

令和 4 年度修了考査

試 験 問 題

第七問・第八問

経営に関する理論及び実務

(コンピュータに関する理論を含む。)

注 意 事 項

- 1 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 3 この冊子は、1 頁から 14 頁までとなっています。
試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 4 答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。
- 5 答案は配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限りません。
- 6 各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、答案用紙の各頁の『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。
自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 7 答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
- 8 問題に関する質問には一切応じません。
- 9 試験時間は 2 時間です。
- 10 試験開始後 60 分間及び試験終了前 10 分間は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。それ以外の時間に退場する場合には、挙手し、試験監督者が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 11 受験に必要なものは、机上及び机中から撤去し、カバン等にしまってください。荷物は全て足下に置いてください。試験開始後は、カバン等から物を取り出すことはできません。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
 - (1) 筆記用具
黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)並びに修正液及び修正テープ
問題用紙への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む。)、シャープペンシル、プラスチック製消しゴム、蛍光ペン、黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
 - (2) 腕時計又は懐中時計
机上に置いて使用してください。時計機能のみのものに限ります。アラーム等音の出る機能並びにスマートウォッチ(スマートウォッチ以外の腕時計かどうか判別しづらい腕時計を含む)、ストップウォッチ、キッチンタイマー及び置時計の使用は認めません。
 - (3) その他のもの
定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、算盤又は電卓(基準に合致したもの) 1 台
- 12 携帯電話及びスマートウォッチ等の通信機器は、電源を切った上でカバン等にしまってください。
- 13 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手し、試験監督者の指示に従ってください。
- 14 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わり、合図するまで、絶対に席を立たず、また、カバン等から物を取り出さないでください。
- 15 不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とし、残る科目の受験は認めません。

令和 4 年度修了

令和
4
年度
修了

令和 4 年度修了

(満点 200 点) { 第八問とあわせ }
時 間 2 時間

第 七 問 (100 点)

問題 1 A 株式会社(以下「A 社」という。)及び B 株式会社(以下「B 社」という。)は、いわゆる「100 円ショップ(販売商品の単価が主として 100 円の小売店)」を経営する上場会社である。以下の[資料 1]及び[資料 2]に基づき、**問 1** 及び **問 2** の各設問に答えなさい。

[前提条件]

- ・両社とも、我が国の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を採用している。
- ・付加価値額の計算上、[資料 1]に記載されている以外の金額は考慮しない。

[資料 1] 連結損益計算書

(単位：百万円)

	A 社	B 社
売上高	167,235	146,068
売上原価	94,744	90,064
売上総利益	72,491	56,004
販売費及び一般管理費	54,758	52,876
荷造運搬費	2,020	1,254
人件費	22,860	25,228
地代家賃	18,107	17,172
水道光熱費	2,607	1,690
その他	9,164	7,532
営業利益	17,733	3,128
営業外収益	112	194
営業外費用	38	24
経常利益	17,807	3,298
特別利益	—	114
特別損失	112	1,490
税金等調整前当期純利益	17,695	1,922
法人税等	5,580	1,572
法人税等調整額	△ 166	△ 540
当期純利益	12,281	890

[資料 2] 従業員数

(単位：人)

	A 社	B 社
従業員数(年間平均、常勤換算)	4,960	8,130

問 1 A 社及び B 社に関して以下の財務分析指標を計算しなさい。計算結果に小数点以下の端数が出る場合は、**小数点以下第 2 位を四捨五入**すること。

- (1) 売上高営業利益率(%)
- (2) 人件費率(%)
- (3) 従業員一人当たり売上高(百万円／人)
- (4) 付加価値額(加算法)(百万円)
- (5) 付加価値率(%)
- (6) 労働生産性(百万円／人)

問 2 ①収益性及び②生産性について、それぞれ A 社と B 社のどちらが優れているか、

問 1 の(2)～(5)の指標を使って説明しなさい。なお、①収益性については一つの指標、②生産性については二つの指標を比較すること。

問題 2

C 株式会社は電機メーカーであり、収益力や成長性の高い企業を買収し、売上及び利益規模の拡大を検討している。小売業である D 株式会社(以下「D 社」という。)の買収を予定しており、公認会計士であるあなたは、D 社の 20X1 年 12 月末時点における買収価値評価の算定業務の打診を受けた。この業務に関して、以下の[資料 1]から[資料 3]に基づき、(1)から(5)の各設問に答えなさい。

[前提条件]

- ・ D 社は非上場会社である。
- ・ D 社は非事業資産を所有していない。
- ・ D 社の固定負債は全て有利子負債であり、その簿価と時価は等しいものとする。
- ・ D 社の流動負債の中に有利子負債はない。
- ・ D 社の[資料 2]における予想損益は、実現可能性が高いと判断できるものとする。
- ・ 算定評価対象期間中に D 社に重要な会計方針の変更はない。
- ・ D 社の法人税率は 30 % とする。
- ・ D 社の 20X5 年 12 月期以降は、20X4 年 12 月期のフリー・キャッシュ・フロー(以下「FCF」という。)が永続する。
- ・ 割引率は 10 % とする。なお、この割引率は適正なりスクプレミアムを考慮している。
- ・ E 株式会社(以下「E 社」という。)は、D 社の類似上場会社である。ただし、20X2 年 12 月期以降における収益性や成長性が D 社と類似しているか否かは不明である。
- ・ 「利払い前・税引き前・減価償却前利益」を「EBITDA」という。
- ・ [資料 1]から[資料 3]に記載された数値以外は考慮しない。
- ・ 計算結果は百万円未満を四捨五入する。

[資料 1] D 社貸借対照表及び予想貸借対照表(抜粋)

(単位：百万円)

	実 績	予 想		
	20X1 年 12 月期	20X2 年 12 月期	20X3 年 12 月期	20X4 年 12 月期
流動資産	3,400	3,700	4,100	4,600
固定資産	11,000	11,800	12,600	13,400
資産合計	14,400	15,500	16,700	18,000
流動負債	2,000	2,200	2,500	2,700
固定負債	6,000	6,000	6,000	6,000
純資産	6,400	7,300	8,200	9,300
負債・純資産合計	14,400	15,500	16,700	18,000
(参考情報)				
資本的支出	0	500	500	500
運転資本	1,000	1,100	1,200	1,500
資産時価評価額	16,400			
負債時価評価額	8,000			

[資料 2] D 社損益計算書及び予想損益計算書(抜粋)

(単位：百万円)

	実 績	予 想		
	20X1 年 12 月期	20X2 年 12 月期	20X3 年 12 月期	20X4 年 12 月期
売上高	29,000	30,000	32,000	35,000
営業利益	1,500	1,600	1,750	1,800
経常利益	1,000	1,200	1,300	1,400
税引前利益	800	1,000	1,200	1,300
減価償却費	1,000	1,000	1,000	1,000
支払利息	100	95	85	75

[資料 3] E 社に関する資料

(単位：百万円)

	EBITDA	事業価値
E 社(実績)	2,100	9,000

(1) 買収価値評価の算定業務の打診があった後、あなたが業務受託の可否を検討するまでに行うべき
 手続を三つ答えなさい。なお、反社会的勢力の関与チェックや業務採算の確認は含まないものとす
 る。

(2) FCF に基づく株主価値による評価方法

D 社の FCF に基づく株主価値を計算しなさい。

(3) 時価純資産法

D 社の 20X1 年 12 月期の実績に基づく時価純資産額を計算しなさい。

(4) 予想 EBITDA による評価方法

D 社の 20X2 年 12 月期における予想 EBITDA と E 社(実績)の EBITDA を比較し、マーケット・アプローチによる事業価値を計算しなさい。

(5) あなたは、評価報告書において上記(2)の「FCF に基づく株主価値による評価方法」を買収価格の評価方法として選定した。「FCF に基づく株主価値による評価方法」が、(3)の方法及び(4)の方法よりもふさわしいとした理由をそれぞれ説明しなさい。

問題 3

企業不正に関するリスクマネジメントについて、以下の文章に基づき、(1)から(4)の各設問に答えなさい。

F 株式会社(以下「F 社」という。)は監査役会設置の上場会社であるが、代表取締役会長(以下「会長」という。)が、連結子会社数社から個人的用途のため不正に多額の貸付けを受けていた事実が発覚した。

会長から振込指示を受けた連結子会社の取締役は、会長に使途を確認することはせず、また各社においても取締役会に諮ることなく指定口座への振込を行った。

F 社の経理担当取締役は、連結子会社から入手する連結パッケージの「関連当事者との取引明細表」により貸付けの事実を把握したが、会長が F 社及び連結子会社のために必要な資金として使うのであろうと漠然と推測し、違法行為の疑いを持たなかった。

会長は F 社の創業家出身であり、また実質的大株主として F 社及び連結子会社の経営権や役職員の人事権を完全に掌握していた。F 社及び連結子会社の役職員は、全ての会社が会長のものであると意識し、絶対的に服従するという企業風土が根付いていた。

- (1) 会長にとっては、家業と社業が一致しており、所有と経営も一致していると認識していた。このような認識を踏まえて、不正な貸付けの発生原因となった、会長の企業経営者としての姿勢に関するリスクとして識別すべきものを一つ挙げなさい。
- (2) 上記(1)のリスクを踏まえて、本件のような不正な貸付けを防止するために、本来機能すべきコーポレート・ガバナンスが、どのような状況にあったと推定されるか答えなさい。
- (3) 上記(1)及び(2)が、本件のような不正な貸付けを防止するために、本来機能すべき内部統制に、どのような影響を与えていたと推定されるか答えなさい。
- (4) 会長の不正が発覚するまでの期間にあなたが F 社の監査役であった場合、識別すべきリスク及びあるべき対応について、上記(2)及び(3)を踏まえて説明しなさい。

第 八 問 (100 点)

問題 1 情報システムの開発や運用業務といった IT に関わる様々な業務を、自社で行わず、外部業者(受託会社)に委託又は外部サービスを利用することが一般的になりつつある。

以下の[資料 1]は外部サービス利用の一形態であるクラウドサービスに関する記述である。[資料 1]を参照して、**問 1** から **問 5** の各設問に答えなさい。

[資料 1]

クラウドコンピューティングとは、ネットワーク、特に **①** を経由したコンピュータの利用形態である。ユーザーはサーバー、ストレージ、データベース、**②** などのコンピュータ資源を、**①** 経由で、サービスとして利用する。

クラウドコンピューティングを利用した代表的なクラウドサービスの形態としては三つの形態がある。

- ・ SaaS : **①** 経由の **②** サービスの提供。
- ・ PaaS : **①** 経由のアプリケーション実行用のプラットフォームの提供。
- ・ **③** : **①** 経由のハードウェアやインフラの提供。**③** を利用することで、
(A)ストレージやメモリなどのハードウェアの環境整備が不要になる。

従来のコンピュータ利用は、ユーザー企業がコンピュータのハードウェア、**②**、データなどを自分自身で保有・管理し、自社及び関係先が利用していたが、クラウドサービスは、不特定多数へのサービス提供も想定されたものであり、利用者は **①** というオープンなネットワークを経由してサービスにアクセスする仕組みである点が大きく異なる。

これらは企業にとって利点が多いものの、(B)自社で保有する場合と比較すると、社内の責任者、担当者としてはシステムの仕様がブラックボックスとなり、ノウハウが蓄積しないなど様々な事業上のリスクもある。

また、(C)監査の実施可能性の観点など、新たな考慮が必要となっている。

問 1 上記[資料 1]の空欄 **①** から **③** に当てはまる語句を答えなさい。

問 2 下線部(A)はクラウドサービスを企業が利用することの利点の一例であるが、この下線部(A)以外のクラウドサービス利用の利点を答えなさい。

問 3 クラウドサービスを企業が利用することで生じる、企業にとっての下線部(B)以外のリスクを答えなさい。

問 4 下線部(C)に関し、クラウドサービスを提供する企業は、受託業務として多くのクラウドサービス利用企業の内部統制を担うことになるが、クラウドサービス利用企業の監査として往査を受け入れたり、資料提供に応じたりすることは大きな負担となるため、クラウドサービス提供企業の中には「受託業務に係る内部統制の保証報告書」を提供しているケースもある。クラウドサービス利用企業の監査において、当該報告書を利用する際に実施する監査手続として、監査基準委員会報告書 402「業務を委託している企業の監査上の考慮事項」から抜粋した以下の[資料 2]を読み、文中の空欄 **a** から **e** に当てはまる語句を[選択肢]から選び、その記号を答えなさい。ただし、選択肢は 1 回しか使えないものとする。

[資料 2] 受託業務に係る内部統制の保証報告書利用の際の監査手続

＜受託会社が提供する業務及び内部統制の理解＞

- ・受託会社の記述書と内部統制のデザインの基準日又は **a** は、委託会社監査人の目的にとって適切であるかどうか評価する。
- ・受託会社の内部統制の理解のために、報告書が提供する証拠の十分性と適切性を評価する。
- ・受託会社の記述書に含まれている委託会社の **b** な内部統制が、委託会社に該当するかどうか判断する。該当すると判断された場合、委託会社が当該内部統制をデザインして業務に適用しているかどうか理解する。

＜評価した重要な虚偽表示リスクへの対応＞

- ・ **c** の報告書の **a** を委託会社の会計期間と比較するに当たり、委託会社監査人は、**c** の報告書の **a** と委託会社監査人がその報告書への依拠を予定する期間の間に僅かな重なりしかなかった場合には、(中略)、当該 **c** の報告書よりも前の期間又はそれよりも後の期間を対象期間とする **c** の報告書が、**d** な監査証拠を提供することがある。また、委託会社監査人は、当該内部統制の運用状況の有効性について十分かつ適切な監査証拠を入手するために、受託会社で **e** を実施するか、それを実施する他の監査人を利用することが必要であると判断することもある。

[選択肢]

- | | | |
|--------|-----------|----------|
| (ア)報告日 | (オ)立会 | (コ)限定的 |
| (イ)安定的 | (カ)タイプ 1 | (サ)実証手続 |
| (ウ)相補的 | (キ)運用評価手続 | (シ)網羅的 |
| (エ)追加的 | (ク)対象期間 | (ス)タイプ 2 |

問 5 受託業務に係る内部統制の保証報告書利用の際、受託会社が更に別会社に業務を委託している場合があります、その際には報告書が対象としている内部統制に別会社への委託業務が含まれているか否かの検討が必要になる。このような、直接的に委託会社と契約をしているわけではないが委託業務に関連する業務を担う会社を、委託会社監査人の立場から見た場合に何と呼ぶか、答えなさい。

問題 2 あなたは、監査法人に所属する公認会計士であり、A 株式会社(以下「A 社」という。)を担当する監査チームの主査である。A 社の財務諸表監査において、仕訳入力プロセスの理解及び会計システムに係るアクセス権限の検討を担当することとなった。以下の **問 1** から **問 4** の各設問に答えなさい。

問 1 会計システムに係るアクセス権限の管理・運用が適切に行われていないことによる一般的なリスクに関する以下の[説明文]の空欄 **a** から **c** に当てはまる適切な語句を[選択肢]から選び、その記号を答えなさい。ただし、選択肢は 1 回しか使えないものとする。

[説明文]

アクセス権限の管理・運用が適切に行われていないことは、以下のような様々なリスクにつながる可能性がある。

- ・ **a** ファイル内のデータの **b**、例えば、勘定科目 **a** や補助科目 **a** の設定などが変更されてしまうと、誤った勘定科目又は補助科目で計上されてしまう可能性がある。
- ・ システム又はプログラムの **b**、例えば、科目ごとの集計計算の条件を正式な手続を経ず変更されてしまうと、金額が誤って計上されてしまう可能性がある。
- ・ 特に、 **c** によって割り当てられた権限を超えるアクセス権限を有している担当者が存在する場合、例えば、仕訳の起票を行うことが本来認められていないユーザーが不適切な仕訳を起票してしまう可能性がある。

[選択肢]

- | | |
|-----------|--------------|
| (ア)職務の分離 | (オ)フィールド |
| (イ)未承認の変更 | (カ)キャパシティ |
| (ウ)障害対応 | (キ)棚卸 |
| (エ)マスター | (ク)パスワードポリシー |

問 2 A 社が仕訳入力に関連する承認権限の設定が可能な機能を有する会計システムを利用する場合の仕訳入力プロセスの理解及びその過程で入手した以下の[資料1]において、ユーザーによる不正な仕訳入力の場合(リスク)を識別した。それはどのような状況か答えなさい。また、当該リスクが顕在化していないかを確認するため、詳細テストを実施する対象として抽出すべき仕訳の条件を答えなさい。

[資料1] 会計システム及び仕訳入力プロセスの理解①

1. 会計システムは市販のパッケージシステムを利用している。システム上、操作可能な権限はグループ設定で定義し、定義されたグループコードをユーザーに紐づける。パッケージの標準機能により登録されているグループ設定、ユーザー一覧の出力が可能である。
2. 会計システムのユーザーは経理部経理課スタッフ及びシステム部会計システム担当のみであり、個人ごとのパスワードにより認証される。
3. 経理部経理課スタッフが会計システムに仕訳を入力後、経理部経理課長がシステム上で承認する。
4. システム上の承認機能により承認されたものが仕訳として確定する。確定した仕訳はシステム内で連番が付される。
5. 会計システムのユーザー登録(及び削除・グループ変更)は、システム管理権限の保有者が可能である。
6. 会計システムに手入力した仕訳は、仕訳データ上、入力者と承認者が記録される。
7. 販売管理システム等からの自動仕訳については、入力者・承認者ともに「SYS 01」といったインターフェイス元のシステムの識別記号が記録される。
8. 会計システムのアクセス権限の設定に係る入手資料は以下のとおりである。

[グループ設定]

グループコード	グループ名	仕訳入力※	仕訳承認※	帳票出力・照会※	システム管理※
AGG	会計/一般 G	●		●	
AMG	会計/管理 G		●	●	
SMG	システム管理 G				●

※「●」のついた機能が利用可能。

[ユーザー一覧]

ユーザー ID	ユーザー名	役職	グループコード
AD 0038	A 氏	経理課長	AMG
AD 0051	B 氏	システム部 会計システム担当	AGG、 AMG、 SMG
AD 0102	C 氏	経理課スタッフ	AGG
AD 0112	D 氏	経理課スタッフ	AGG

問 3 A 社が仕訳入力に関連する承認権限の設定ができない会計システムを利用する場合の会計システム及び仕訳入力プロセスの理解、並びにその過程で入手した情報が以下の[資料 2]だった場合において、不正な仕訳入力の機会(リスク)に対応するために、仕訳データの入力者に着目した詳細テストを実施する対象として抽出すべき仕訳の条件を答えなさい。

[資料 2] 会計システム及び仕訳入力プロセスの理解②

1. 会計システムは市販のパッケージシステムを利用している。システム上、操作可能な権限はグループ設定で定義し、定義されたグループコードをユーザーに紐づける。パッケージの標準機能により登録されているグループ設定、ユーザー一覧の出力が可能である。
2. 会計システムのユーザーは経理部経理課スタッフ及びシステム部会計システム担当のみであり、個人ごとのパスワードにより認証される。
3. 経理部経理課スタッフが会計システムに仕訳を入力後、仕訳伝票を出力し、当該伝票に経理部経理課長以上が押印することによってシステム外で承認がなされる。伝票の出力・承認に漏れがないかを確認するため、仕訳の通番チェックを実施している。
4. システム上の承認機能はなく、入力されたものが仕訳として確定する。
5. 会計システムのユーザー登録(及び削除・グループ変更)はシステム管理権限の保有者が可能である。
6. 会計システムに手入力した仕訳は、仕訳データ上、入力者が記録される。
7. 販売管理システム等からの自動仕訳については、入力者に「SYS 01」といったインターフェイス元のシステムの識別記号が記録される。
8. 会計システムのアクセス権限の設定に係る入手資料は以下のとおりである。

[グループ設定]

グループコード	グループ名	仕訳入力※	帳票出力・照会※	システム管理※
AG	会計 G	●	●	
SMG	システム管理 G			●

※「●」のついた機能が利用可能。

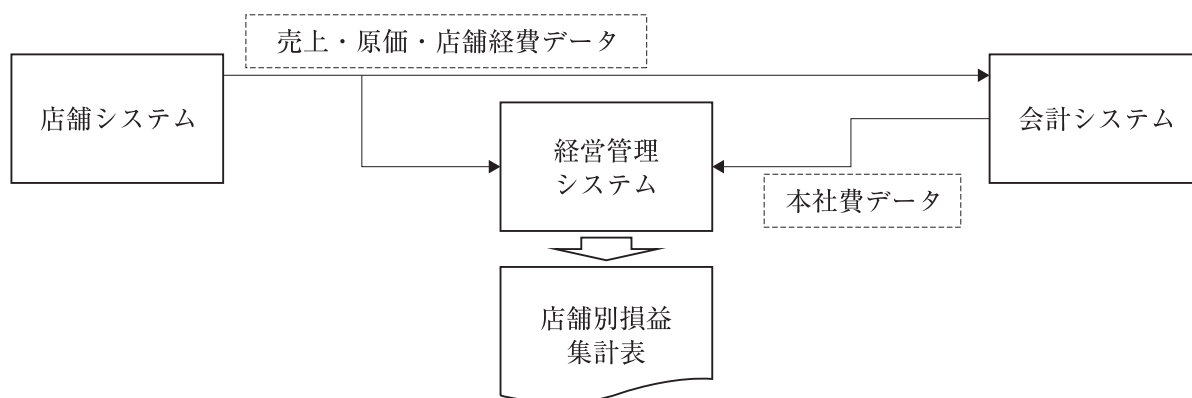
[ユーザー一覧]

ユーザー ID	ユーザー名	役職	グループコード
AD 0038	A 氏	経理課長	AG
AD 0051	B 氏	システム部 会計システム担当	SMG
AD 0102	C 氏	経理課スタッフ	AG
AD 0112	D 氏	経理課スタッフ	AG

問 4 上記[資料 1]及び[資料 2]に関連し、入手したユーザー一覧の信頼性を確かめるために実施する手続を答えなさい。

問題 3 あなたは、監査法人に所属する公認会計士であり、関東を中心に約 100 店舗を有する中堅スーパーである B 株式会社(以下「B 社」という。)の監査人交代を受け、初年度監査を担当するメンバーの一員として、固定資産の減損の検証を担当することになった。減損の兆候判定には「店舗別損益集計表」が用いられており、当該資料を検証するため IT の専門家も交えてミーティングを実施している。関連する以下の[資料 1]から[資料 3]を参照し、**問 1** から **問 5** の各設問に答えなさい。

[資料 1] B 社システム関連図及びデータフロー図



[資料 2] IT の専門家との協議内容

(あなた)

「店舗別損益集計表」は、自社開発の経営管理システムで店舗別の損益が計算されるとともに、本社費を店舗別に配賦し、その調整後の店舗別利益が減損の兆候判定に用いられるので、減損逃れがないかを確かめるためには「店舗別損益集計表」の **a** と正確性をどう検証するかが監査上重要となります。

(IT の専門家)

a の観点からは、[資料 1]のデータフロー図を見ますと、計算に用いられるデータとしては、売上・原価・店舗経費データと本社費データになりますが、これらデータのインターフェイス処理の有効性の検証が必要と思われます。検証の方法としては 3 点考えられます。1 点目は、各店舗・本社ごとに送信データと受信データを **①** し、送信データが誤りなく受信されていることを確かめる会社の手作業による情報処理統制を検証する方法です。2 点目はシステムに実装されているインターフェイスの信頼性を担保するための **②** が有効に機能していることを確かめる方法、3 点目はインターフェイス処理自体にインターフェイスの信頼性を担保する機能が実装されていることを確かめる方法が考えられます。

(あなた)

1点目の手作業による情報処理統制は、店舗も多く、整備はされていないかもしれません。2点目、3点目の機能とはどのようなものか、もう少し詳しく教えていただけますか。

(ITの専門家)

2点目は例えば、インターフェイスの都度、送信先システムが受け取ったデータと送信元システムで保持しているインターフェイスの元データを、それぞれのシステムから取り出しデータを照合する機能が実行され、不整合があった場合には ③ を出力するという機能ですね。3点目は、インターフェイスを管理する ④ であるファイル転送ソフトにより実装されていることがあります。

(あなた)

それでは2点目か3点目の検証方法が実施可能か、会社に確認していただけますか。

(ITの専門家)

分かりました。それでは次に正確性の観点ですが、経営管理システムにおける本社費の配賦計算のロジックは理解されていますか。

(あなた)

配賦は一部の大規模基幹店のみに割合を設定して配賦する費目「基幹店広告費」があり、その他の本社費については売上に応じて全店舗に配賦すると経理の担当者からは聞いています。大規模基幹店の設定及び配賦割合の設定は店舗統括部が実施しているそうです。この(A)配賦計算のロジックについても検証していただけますか。

(ITの専門家)

分かりました。配賦計算のロジックを確認し、再計算します。

問 1 「店舗別損益集計表」について検証すべき観点である上記[資料 2]の空欄 **a** に当てはまる語句を答えなさい。

問 2 「店舗別損益集計表」の本社費配賦に関する実証手続において上記[資料 2]の空欄 **a** の観点として実施する手続を答えなさい。

問 3 上記[資料 2]のインターフェイス処理の検証に関する文中の空欄 ① から ④ に当てはまる語句を以下の[選択肢]から選び、その記号を答えなさい。ただし、選択肢は 1 回しか使えないものとする。

[選択肢]

- | | |
|--------------------|----------------------|
| (ア)ミドルウェア | (オ)エディット・バリデーションチェック |
| (イ)観察 | (カ)エラーリスト |
| (ウ)コントロール・トータルチェック | (キ)ハードウェア |
| (エ)突合 | (ク)延滞リスト |

問 4 上記[資料 2]の下線部(A)の配賦計算のシステム仕様を理解した結果が、以下の[資料 3]である。基幹店広告費の配賦計算の正確性が損なわれるリスクを低減するために会社が備えるべき内部統制としてどのようなものが考えられるか。IT 全般統制及び手作業による情報処理統制をそれぞれ答えなさい。

[資料 3] 本社費の配賦計算の仕様

- ・基幹店広告費については、経営管理システムの「基幹店配賦マスター」に大規模基幹店として設定された店舗に対して、当該マスター上の配賦割合に応じて配賦計算が行われる。
- ・上記以外の費目については、全店売上に占める各店舗の売上の比率で配賦計算が行われる。

問 5 上記[資料 3]の「基幹店配賦マスター」の設定を入手するに当たり、最も証拠力が高い入手方法を一つ選択し、その記号を答えなさい。

記号	入手方法
a	システム導入時の初期設定内容が記載されたシステム設計書を入手
b	マスターの内容を会社担当者が表計算ソフトに書き写したものをデータで入手
c	監査人の立会の下でマスター設定画面を表示してもらい、その画面をイメージ文書にその場で変換したものを入手

令和4年度修了考査

試験問題

第九問・第十問

〔公認会計士の業務に関する法規及び職業倫理〕

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 3 この冊子は、1頁から6頁までとなっています。
試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 4 答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。
- 5 答案は配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限りません。
- 6 各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、答案用紙の各頁の『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。
自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 7 答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
- 8 問題に関する質問には一切応じません。
- 9 試験時間は1時間です。
- 10 試験中は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。
- 11 問題用紙は試験終了後に持ち帰ることができます。
- 12 受験に必要なものは、机上及び机中から撤去し、カバン等にしまってください。荷物は全て足下に置いてください。試験開始後は、カバン等から物を取り出すことはできません。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
 - (1) 筆記用具
黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)並びに修正液及び修正テープ
問題用紙への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む。)、シャープペンシル、プラスチック製消しゴム、蛍光ペン、黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
 - (2) 腕時計又は懐中時計
机上に置いて使用してください。時計機能のみのものに限ります。アラーム等音の出る機能並びにスマートウォッチ(スマートウォッチ以外の腕時計かどうか判別しづらい腕時計を含む)、ストップウォッチ、キッチンタイマー及び置時計の使用は認めません。
 - (3) その他のもの
定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、算盤又は電卓(基準に合致したもの)1台
- 13 携帯電話及びスマートウォッチ等の通信機器は、電源を切った上でカバン等にしまってください。
- 14 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手し、試験監督者の指示に従ってください。
- 15 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わり、合図するまで、絶対に席を立たず、また、カバン等から物を取り出さないでください。
- 16 不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とします。

令和 4 年度修了

令和
4
年度
修了

令和 4 年度修了

(満点 100 点) $\left\{ \begin{array}{l} \text{第十問とあわせ} \\ \text{時 間 1 時間} \end{array} \right\}$

第 九 問 (50 点)

問題 1 昭和 23 年に公認会計士法が成立し、我が国に公認会計士監査制度が発足して以来、現在に至るまで、国内外において会計不祥事は後を絶たない。会計不祥事の発生の影響も受けて今日まで我が国の監査制度や職業倫理の規範は、より厳格なものへと変化してきている。

これに関連して、以下の **問 1** から **問 4** の各設問に答えなさい。

問 1 会計不祥事が発覚するたびに、監査の過程で発見できなかった監査人による監査手続に問題がなかったかどうかと問われるとともに、監査人が独立性を保持できていたのかが、議論の一つとして取り上げられることもあった。監査人に求められる独立性のうち、精神的独立性とは何かについて簡潔に述べなさい。

問 2 米国では過去に発生した会計不祥事を契機に、監査業務の依頼人に対しての非保証業務の提供に関する規則が強化されたが、その背景として、会計不祥事を起こした会社の監査を担当した監査人が、同社から監査報酬を大きく上回る非保証業務の報酬を得ていたという状況があった。

このような状況において、監査人にとって監査業務又は非保証業務のいずれかを失う懸念が存在する場合、最も関係が深いと考えられる独立性に対する阻害要因を二つ答えなさい。

問 3 会計不祥事の発覚を受けて、監査人が交代するケースがある。日本公認会計士協会が定める倫理規則及び監査基準委員会報告書 900「監査人の交代」は、監査人交代時の倫理的行動に関する規定を設けている。

次の文章は、監査基準委員会報告書 900「監査人の交代」から一部抜粋し、加筆修正したものである。文中の空欄 ① から ⑧ に当てはまる適切な語句を以下の[選択肢]から選び、その記号を答えなさい。ただし、[選択肢]は 1 回しか使えないものとする。

監査人予定者及び監査人は、監査人の交代に際して、倫理規則に定める ① を遵守するため ② を適用し、① の遵守の阻害要因を識別しなければならない。

監査人予定者は、監査人の交代に際して、① の遵守の阻害要因の重要性の程度を ③ まで軽減できないと判断した場合は、当該業務の契約を締結してはならない。

監査人予定者は、前任監査人から監査業務の ④ を受けられない場合には、第三者への問合せ、又は会社の経営者や監査役等の背景調査を行う等、他の方法により阻害要因に関する情報を収集し、監査契約の締結に伴うリスクを低い水準に抑えることができるか否かについて、より慎重に検討しなければならない。

前任監査人は、監査人予定者の指定に関する通知書を受け取った場合は、適時に、⑤ 及び適用される法令等に基づき、監査人予定者及び監査人が監査契約の締結の可否の判断及び監査を実施する上で有用な情報を ⑥ に提供しなければならない。

前任監査人が監査契約を継続しない理由に、① の遵守が困難となる状況等職務上の事由が存在する場合がある。このような場合、監査人予定者が関連する事実を十分に知る前に当該業務の契約を締結するならば、⑦ の遵守を阻害する要因を生じさせる可能性がある。

監査人予定者は、監査契約を締結するか否かにかかわらず、監査契約の締結前に会社から得た情報及び監査業務の引継に関して前任監査人から得た情報に対しても ⑧ を負い、会社とその旨を文書で確認しなければならない。

[選択肢]

- | | | |
|------------------|----------------------------|----------|
| (a) 誠実かつ明確 | (b) 許容可能な水準 | (c) 守秘義務 |
| (d) 概念的枠組みアプローチ | (e) 十分な引継 | (f) 基本原則 |
| (g) 職業的専門家としての基準 | (h) 職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則 | |

問 4 会計不正を見逃さないように監査業務を実施するためには、職業的専門家としての懐疑心を保持し発揮する必要がある。また会員は、専門業務を実施するに際し、誠実性の原則を遵守しなければならない。監査業務チームに所属しているあなたが、監査計画の策定段階で入手した依頼人の事業計画書の内容及び当該計画書に対する経営者の説明に疑念を持った場合にとるべき対応を答えなさい。

問題 2 公認会計士は、専門業務の実施において違法行為又はその疑いに気付いた場合には、日本公認会計士協会が定める「違法行為への対応に関する指針」に従って、職業的専門家として対応しなければならない。これに関連して、以下の **問 1** から **問 3** の各設問に答えなさい。

問 1 どのような立場であれ、公認会計士が専門業務を実施する過程で違法行為又はその疑いに気付いた場合、依頼人や所属する組織の利益のみに捉われず、職業的専門家として対応することが求められる。それは何に資するためか、簡潔に答えなさい。

問 2 「違法行為への対応に関する指針」は以下のような構成となっている。これは、公認会計士である各会員が所属している組織や従事する業務によって違法行為への対応が異なるためである。以下の空欄 **①** から **④** に入る適切な語句を答えなさい。

＜違法行為への対応に関する指針＞の構成	
① 所属の会員における違法行為への対応 ー ② に従事する ① 所属の会員が違法行為又はその疑いに関する情報に気付いた場合の対応 ー ③ に従事する ① 所属の会員が違法行為又はその疑いに関する情報に気付いた場合の対応	企業等所属の会員における違法行為への対応 ー ④ にある企業等所属の会員が違法行為又はその疑いに関する情報に気付いた場合の対応 ー ④ 以外の企業等所属の会員が違法行為又はその疑いに関する情報に気付いた場合の対応

問 3 以下の①から③は違法行為に関連した事例である。「違法行為への対応に関する指針」に照らして、公認会計士である日本公認会計士協会の各会員の行動の適否を答え、また、その理由を答えなさい。なお、「違法行為への対応に関する指針」において会員の対応として特に求められていない場合には「否」を選択すること。

- ① 監査法人の代表社員である会員 A は、X 社に対する監査業務の実施過程で入手した情報により、X 社には重大な違法行為の疑いがあることを認識した。会員 A は X 社が行っている可能性のある違法行為について、すぐさま監督官庁である金融庁に社名及びその内容を通報した。
- ② 会員 B は監査法人に勤務しており、自動車メーカーである Y 社の会計指導業務を担当していた。会員 B は当該業務に関連したヒアリングを工場内で実施した際に、Y 社が完成品の性能検査において恒常的に偽装工作を行っており、不合格品の数値を改ざんすることで合格品としている事実を知った。会員 B は著しく安全性に問題があることは理解したものの、業界関連法規の知識もなく、また、会計指導業務の依頼事項には何ら関連しないと考えたため、特に何もしなかった。
- ③ 公認会計士である会員 C は Z 社の経理課員として勤務している。経理業務を遂行する中で、経理部長が大量の顧客名簿を外部者に高値で売却しているとの疑念が生じた。会員 C は Z 社の内部通報制度を利用して当該事実を知らせるとともに、財務担当取締役にも報告を行った。

(満点 100 点) { 第九問とあわせ }
時 間 1 時間

第 十 問 (50 点)

問題 1 公認会計士法第 1 条の 2 において、以下のとおり、「公認会計士の職責」が規定されている。これに関連して、以下の **問 1** から **問 4** の各設問に答えなさい。

公認会計士は、常に ① を保持し、(a) その知識及び技能の修得に努め、 ②
した立場において ③ かつ誠実にその業務を行わなければならない。

問 1 上記 ① から ③ の空欄に当てはまる語句を答えなさい。

問 2 日本公認会計士協会が定める倫理規則において遵守しなければならない基本原則(以下「基本原則」という。)について、答案用紙に既に記載のあるもののほか、三つの空欄を埋め、五つの基本原則を答えなさい。

問 3 上記文章の下線部(a)に関して、最も関連する基本原則を答えなさい。また、その基本原則が専門業務を実施する際に要求する事項を二つ答えなさい。

問 4 日本公認会計士協会が自主規制の取組として行っている継続的専門研修(CPE)制度について、①目的、②法的位置づけ、③基本原則との関係をそれぞれ答えなさい。

問題 2 監査業務における担当者の長期的関与とローテーションについて、公認会計士法及び日本公認会計士協会が定める「独立性に関する指針」を踏まえて、以下の **問 1** から **問 5** の各設問に答えなさい。

問 1 監査業務において、担当者が長期間にわたって関与する場合に、どのような点について阻害要因が発生する可能性があるか、阻害される事項二つ及び阻害要因二つを答えなさい。

問 2 上記 **問 1** で発生する阻害要因について、監査業務チームは、具体的にどのように対応すべきか、二つ答えなさい。

問 3 公認会計士法では、監査業務を担当する公認会計士又は業務執行社員等にローテーションの規制を課している。以下の文章は、その趣旨を記載している。空欄 ① から ③ に当てはまる適切な語句を答えなさい。

① の監査への継続的関与を制限する趣旨は、同一監査人が ① に長期間関与することから生ずる当該監査人の ② に対する疑念を払拭することにより、監査証明の ③ を確保することにある。

問 4 独立性に関する指針で定める、担当者の長期的関与とローテーションにおける関与可能期間及び関与を外れなければならない期間(以下「インターバル期間」という。)について、次の表の①から⑤の空欄に当てはまるものを以下の[選択肢]から選び、その記号を答えなさい。
なお、監査対象会社は、上場会社ではないが、公認会計士法に定めるローテーションの規制の対象会社とし、各担当者は、2022年4月1日より開始する会計期間から、初めてその監査関連業務に関与するものとする。

担当者の役割	関与可能期間	インターバル期間
筆頭業務執行責任者	①	② ※
監査業務に係る審査を行う者		③ ※
その他の監査業務の主要な担当社員等		④ ※

※ただし、インターバル期間は最短でも ⑤ とする。

[選択肢]

- | | |
|--------|-----------|
| (a) 2年 | (e) 2会計期間 |
| (b) 3年 | (f) 3会計期間 |
| (c) 5年 | (g) 5会計期間 |
| (d) 7年 | (h) 7会計期間 |

問 5 公認会計士法に定めるローテーションの規制を受ける社会的影響度が特に高い会社の監査業務に10年間継続関与している監査補助者が、監査法人の社員に昇格後、「その他の監査業務の主要な担当社員等」として同一の監査業務に継続して関与することを予定している。この場合の監査業務チームによる検討の必要性の有無を答えなさい。

解答に当たっては、答案用紙の「検討の必要性」の欄の「有」又は「無」のいずれかを○で囲み、検討する必要がある場合はその内容を、検討する必要がある場合はその理由を答えなさい。